

指定病院等における不在者投票の手引

(令和8年1月)

和歌山県選挙管理委員会

はじめに

平素は、各種選挙の不在者投票について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、不在者投票制度は、選挙人の選挙権の行使を確保するため、一般投票の例外として特に設けられているものであり、また、不正の防止という観点から、その手続が厳格に規定され、その厳格性を保持することによって選挙の公正を担保しようとするものであります。

従って、不在者投票管理者は、公正かつ的確な事務処理により、不在者投票の管理執行に過誤のないよう細心の注意が要求されるところであります。

貴職におかれましても、各種選挙の不在者投票における、なお一層の公正な管理執行を期するため、特に次頁に掲げる各種事項に御留意いただきますとともに、本手引を御参照の上、適確な事務処理をお願いします。

和歌山県選挙管理委員会

特に御留意いただきたい事項

不在者投票制度は、選挙人の選挙権の行使を確保するため、選挙当日に投票所で投票するという原則の例外として特に設けられた制度であり、その手続には厳格性が要求されます。

指定病院等における不在者投票については、施設長が不在者投票管理者となり、投票事務に従事する者を指揮監督し、投票事務全般を管理執行していくわけですが、従来から、全国的に指定病院等における不在者投票に関する不祥事や、これを理由とした争訟の例が少なからず見受けられるところです。

不在者投票管理者におかれましては、不在者投票の管理執行にあたり、特に以下の点に御留意いただき、引き続き、適正な管理執行をお願いします。

1 計画的な事務処理

前もって、不在者投票事務全体の処理について計画を立て、円滑な事務処理ができるよう検討しておいてください。

2 入院（所）者に対する投票日等の周知

入院（所）者に対して、当施設で不在者投票ができる旨、施設での投票日及び不在者投票の方法等について十分に事前周知をされるよう努めてください。

3 投票意思の確認及び投票用紙等の請求

不在者投票管理者は、選挙人に代わって不在者投票における投票用紙等を請求することができます（公職選挙法施行令第50条第4項）、投票用紙等の請求は必ず選挙人に投票意思の確認と請求の依頼を受けた上で行ってください。

投票意思のない選挙人の分まで請求すること、また、投票意思の有無を確認することなく便宜的に入院（所）者全員分を請求することのないよう徹底してください。

4 不在者投票の公正な執行

不在者投票の管理執行に当たっては、自由及び公正に心がけ、くれぐれも選挙人の投票に干渉、あるいは威圧感を与えることのないようお願いします。投票の秘密保持についても万全を期してください。

なお、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

5 代理投票について

代理投票は、心身の故障その他の事由により自書できないため代理記載してもらいたいとの入院（所）者本人からの申請を受けた上で、不在者投票管理者が、投票立会人の意見を聴いて可としたときのみ行わせることができます。

本人の意思を確認することなく代理記載をすることのないよう徹底してください。

代理投票の補助者については、不在者投票管理者が当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2名を定めるものとされています。

6 投票用紙等の請求を受けたが、投票日当日投票を行わなかった入院（所）者がいた場合の対応

入院（所）者が、投票を行う前に退院、他の施設への移転、死亡等によって不在者投票を行うことができない者となった場合や、病状等により、投票意思が確認できなくなった場合は、投票用紙等をそのまま交付のあった市町村選挙管理委員会に返還してください。

白紙の投票用紙を投票用封筒に入れ送致するといった対応は絶対にしないようご注意ください。

7 不在者投票に係る事務処理の記録について

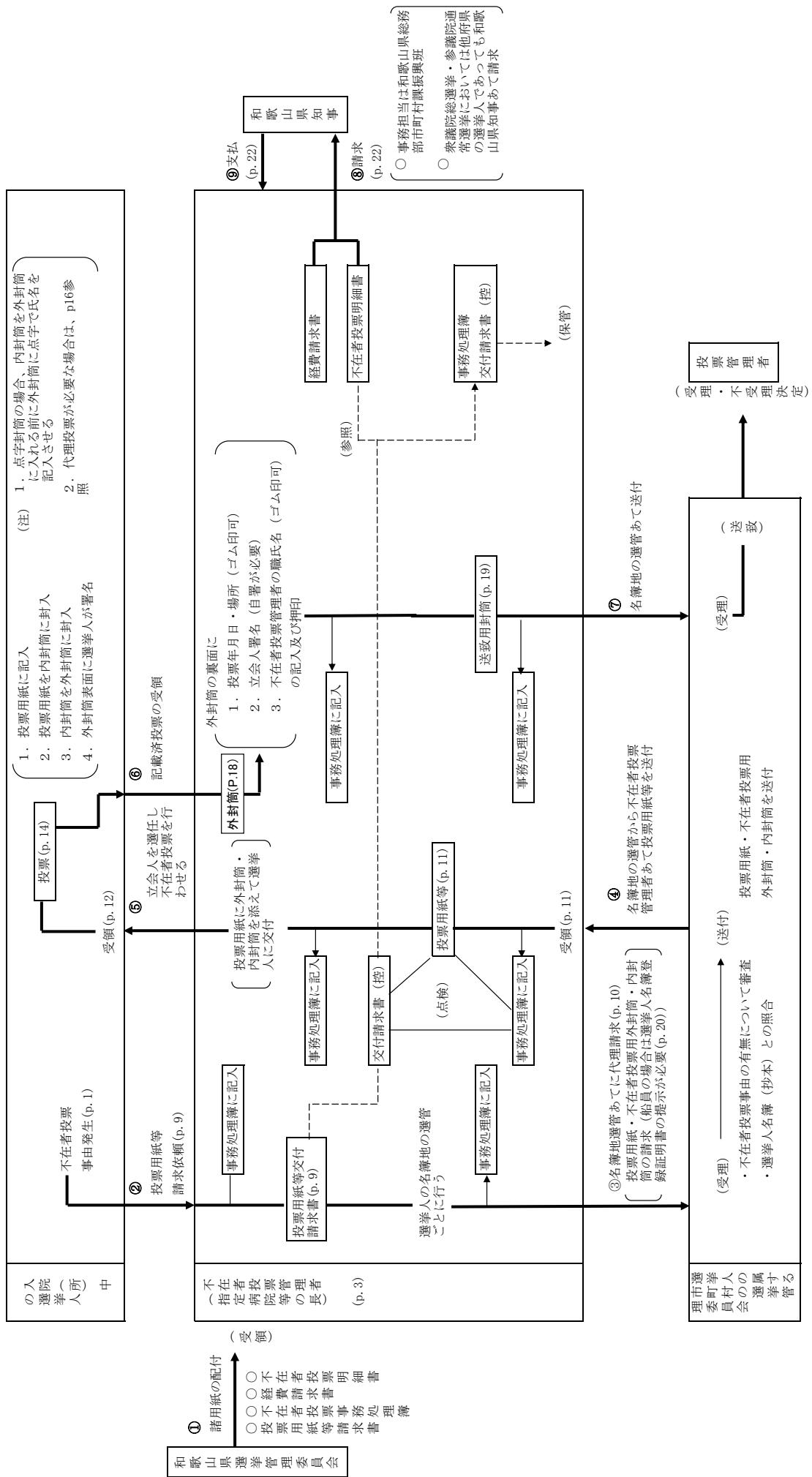
不在者投票管理者は、選挙の種類ごとに不在者投票に関する一切の事務処理を記録として残すよう徹底してください。

8 その他

不在者投票管理者、投票立会人及び代理投票の補助者については、一般の投票における場合と同様に、投票の秘密を侵害した場合や投票に干渉した場合について、罰則規定があります。

また、不在者投票管理者が、その業務上の地位を利用して選挙運動を行った場合についても、罰則規定がありますので、御留意願います。

指定病院等における代理請求による不在者投票の処理方法



目 次

一. 不在者投票とは	1
二. 不在者投票のできる人	2
三. 不在者投票に携わる人	3
三－1. 不在者投票管理者	3
三－2. 投票立会人	5
三－3. 代理投票の補助者	6
四. 不在者投票の手続	7
四－1. 不在者投票のできる期間	7
四－2. 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求	9
四－3. 請求した投票用紙等の受領及び交付	11
四－4. 不在者投票記載場所の準備等	12
四－5. 投票の手順	14
四－6. 代理投票	16
四－7. 代理投票の仮投票	17
四－8. 投票終了後の事務処理及び送致	18
五. 不在者投票に係る記録の整理	19
六. 入院者が船員である場合の不在者投票の特例	20
七. 入院者が投票を行わなかったとき	21
八. 投票用紙等を汚損、破損、紛失したとき	22
九. 不在者投票に要した経費の請求	22
十. 罰則規定	24
十一. 指定病院等の名称及び所在地を変更したとき	24

<様式・別表>

様式(1)	投票用紙請求依頼書	26
様式(2)	投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書	27
様式(3)	不在者投票宣誓書（兼請求書）	28
様式(4)	不在者投票証明書	29
様式(5)	不在者投票証明書用封筒	29
様式(6)	船員に交付する選挙人名簿登録証明書	30
様式(7)	不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）	31
様式(8)	送致（郵送）用封筒の記載要領	33
様式(9)	不在者投票事務処理簿	34
様式(10)	代理投票に関する調書	35
様式(11)	不在者投票経費請求書、委任状 (不在者投票経費請求書、委任状記入例)	36 37
様式(12)	不在者投票明細書 (不在者投票明細書記入例)	42 43
様式(13)	外部立会人の選任依頼書	44
様式(14)	外部立会人選任による不在者投票実績報告書	45
様式(15)	不在者投票のできる施設の指定申請書	46
様式(16)	不在者投票のできる施設の指定事項の変更申請書	47
[別表 1]	不在者投票を行うことのできる施設一覧表	48
[別表 2]	各市町村選挙管理委員会所在地等	57
[別表 3]	各都道府県選挙管理委員会所在地等	58
[別表 4]	和歌山県内の選挙区	60
	不在者投票事務チェックリスト	61

不在者投票の管理執行上、御不明な点がありましたら、和歌山県選挙管理委員会（以下、「県選挙管理委員会」といいます。）又は県内の市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。電話番号、所在地等については、[別表2]（p57～）を参照してください。

一. 不在者投票とは

不在者投票の制度は、選挙の当日、投票所で投票することができない選挙のために、投票日の前にあらかじめ投票する途を与えるとする制度です。不在者投票をすることができる者は、選挙の当日に法律に定められた一定の事由（以下「不在者投票事由」といいます。）に該当すると見込まれる選挙人に限られます。

不在者投票事由は、次に記載の1号事由から6号事由のとおりです。

なお、指定病院等において不在者投票ができる事由は、原則として3号事由です。

- (1号事由) 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- (2号事由) 用務（1号事由の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のため、その属する投票区の区域外に旅行又は滞在すること。
- (3号事由) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- (4号事由) 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在していること。
- (5号事由) その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- (6号事由) 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

次項の「二. 不在者投票のできる人」において、指定病院等において関係のある不在者投票事由について詳しく記載します。

二. 不在者投票のできる人

1. 県選挙管理委員会が指定した次の施設（以下「指定病院等」といいます。）に入院（所）中の選挙人（以下「入院者」といいます。）であって、選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者等は、不在者投票を行うことができます（歩行可能な方については下記Q&Aを参照）。

- 病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む。以下同じ。）
- 老人ホーム
- 身体障害者支援施設
- 保護施設

2. 刑事施設（労役場、監置場、留置施設及び少年鑑別所を含む。）等に収容又は留置されている次の者についても、不在者投票を行うことができます。

- 刑事被告人、被疑者、拘留の刑の執行中の者
- いわゆる選挙犯罪以外の犯罪による罰金の刑又は科料の刑に処せられ、これを完納することができないために労役場に留置中の者

和歌山県内で不在者投票ができる指定病院等や刑事施設等については、〔別表1〕(p48～) のとおりです。

Q & A

Q1 指定病院等の入院者で、選挙当日に歩行可能と見込まれる者であっても、指定病院等において不在者投票できますか。

A1 入院者（選挙人）の属する投票区の区域外にある指定病院等に入院（所）中であれば可能です。（以下の一覧表を参照ください。）

所在区分	区域内の指定病院等に入院（所）中	区域外の指定病院等に入院（所）中
歩行可能な人（外出可能）	できない※	できる
病気、負傷等のために歩行が困難な人	できる	できる

※ 「区域内」の「指定病院等」に入院（所）中の歩行可能な人は原則として不在者投票ができませんが、台風などの天災・悪天候により外出困難な場合には、不在者投票を行うことができます。

Q2 入院者の付添人や病院等での勤務者も指定病院等で不在者投票をすることができますか。

A2 指定病院等で不在者投票ができるのは入院者に限られます。したがって、付添人や病院等での勤務者は指定病院等での不在者投票をすることはできません。

Q3 指定病院等（老人ホーム）での不在者投票において、不在者投票事由に該当すれば、デイサービスに通っている者（歩行困難な者）についても当該施設で不在者投票をすることができますか。

A3 指定病院等（老人ホーム）において不在者投票ができるのは、当該施設の入所者だけです。デイサービスに通っている者は、入所者とは認められないので、当該施設で不在者投票をさせることはできません。

なお、ショートステイによる入所者は、選挙当日に不在者投票事由に該当すると見込まれる場合は、入所中の施設で不在者投票を行うことができます。

Q4 選挙の当日までには指定病院から退院しますが、選挙の当日は自宅療養（外出禁止）となる見込みの者は、指定病院等で不在者投票できますか。

A4 指定病院等で不在者投票を行うことができます。

三．不在者投票に携わる人

三-1．不在者投票管理者

1. 病院の院長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が、自己の指定病院等の入院者の不在者投票について、不在者投票管理者となります。

しかし、次のような場合（①～③）に限り、病院、老人ホーム等の長の職務を代理すべき者（病院においては、医師又は歯科医師以外の者も含む。）が不在者投票管理者となりますので、不在者投票管理者の職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておいてください。

- ① 不在者投票管理者となるべき者が候補者となった場合
- ② 不在者投票管理者となるべき者が外国人である場合
- ③ 不在者投票管理者に事故があり、又は欠けた場合

不在者投票管理者は、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが職務です。不在者投票管理者の主な職務は、次のとおりです。

- 入院者から投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」といいます。）の請求依頼に基づき、入院者に代わって、入院者が登録されている選挙人名簿のある市町村の選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求すること。
- 市町村選挙管理委員会から交付された投票用紙等を入院者に渡すこと。
- 投票立会人を選任し、立ち会わせること。
- 代理投票の補助者を選任すること。
- 不在者投票記載場所を準備すること。
- 投票用紙等の点検を行い、投票させること。
- 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること。
- 投票の終わった投票用紙等を市町村選挙管理委員会に送致（直接持つてい
くか、又は郵送等により送付）すること。 等

2. 刑事施設の長、労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者又は少年鑑別所の長は、当該刑事施設、労役場、監置場、留置施設又は少年鑑別所に収容されている選挙権を有する者の不在者投票に関し、不在者投票管理者となります。

なお、これらの者に事故があり、又は欠けた場合には、これらの者の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

3. 不在者投票管理者が行うべき事務は、必ずしも不在者投票管理者自身が直接、行わなければならぬものではありません。自己の指揮監督の下で、適宜、補助職員に行わせても差し支えありません。

Q & A

Q5 指定病院の院長が、やむを得ない用務のため不在である場合、その職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は病院の事務局の職員が不在者投票管理者の職務を代理することができますか。

A5 やむを得ない用務のため不在である場合なども「不在者投票管理者に事故」があった場合に含まれ、医師又は歯科医師以外の者も不在者投票管理者となることができます。

Q6 不在者投票管理者である指定病院の院長が〇〇選挙の候補者となりました。

当該候補者となった〇〇選挙以外の選挙であれば、不在者投票管理者となることができますか。

A6 当該候補者となった選挙のみならず候補者としての身分を有している期間に行われる全ての選挙について、不在者投票管理者になることができません。

Q7 不在者投票管理者は、投票する際に必ずその場にいて、不在者投票の職務を実施しなければなりませんか。

A7 投票が、不在者投票管理者の管理の下にある限りは、必ずしもその場にいる必要はありません。「三一1」の3に記載のとおり、自己の指揮監督の下で、適宜、補助職員に行わせても差し支えありません。

その場合は、不在者投票管理者の事務補助者と投票立会人の最低2人、代理投票の場合はさらに補助者が2人の合計4人がいなければなりません。

※ 投票立会人、代理投票については、以下に記載をしています。

三-2. **投票立会人**

1. 不在者投票管理者は、選挙権を有する人（選挙権を有すれば足り、当該選挙の選舉人名簿に登録された者に限りません。）を投票立会人として選任し、最低1人を立ち会わせなければなりません。

この投票立会人がいないところで行われた投票は無効となります。

投票立会人は、不在者投票事務が公正に行われるか監視する立場にある者です。したがって、不在者投票管理者、不在者投票事務に従事する者及び代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者と兼務することもできません。

2. 不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者（以下「外部立会人」といいます。）を立ち会わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。施設の実情に応じ外部立会人制度の活用をご検討ください。

※外部立会人の選定方法

外部立会人を立ち会わせる場合の手順は、概ね次のとおりです。

① 指定病院等が所在する市町村選挙管理委員会（以下「所在地選挙管理委員会」といいます。）に対し電話等で希望する日時を連絡する。外部立会人の選定を依頼する場合は、できるだけ早めに所在地選挙管理委員会にご連絡ください。

※ 投票実施日を決定した段階で早めに電話等で相談してください（投票用紙の請求前でも可能）。

- ② 「外部立会人の選定依頼書」(様式(13) (p44)) を所在地選挙管理委員会に提出する。
- ③ 所在地選挙管理委員会から選定結果の通知を受ける。
- ④ 外部立会人に対して立会人選任書を送付する。
- ⑤ 外部立会人から立会人承諾書の送付を受ける。
- ⑥ 定められた日時に不在者投票を実施、外部立会人が立ち会う。
- ⑦ 外部立会人（市町村等の職員を除く。）に報酬等を支払った場合は、外部立会人から領収書を徴する。
- ⑧ 所在地選挙管理委員会あてに、「外部立会人選任による不在者投票実績報告書」(様式 (14) (p45)) 及び領収書の写しを提出する。
- ⑨ 立会人に支払った報酬を当該「指定病院等」が所在する都道府県の選挙管理委員会に請求する。その際、「外部立会人選任による不在者投票実績報告書」及び領収書の写しを添付すること。

Q & A

Q8 投票立会人は、不在者投票の期間の途中で変更しても差し支えありませんか。
A8 差し支えありません。

Q9 外国籍の者を投票立会人とすることは差し支えありませんか？
A9 投票立会人は選挙権を有していることが必要であることから、投票立会人とすることはできません。

三-3. 代理投票の補助者

1. 代理投票（「四-6. 代理投票」参照）に際し、不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聴いた上で、代理投票の補助者 2 人を選任しなければなりません。
選任された 2 人の補助者のうち、1 人を立ち会わせた上で、他の補助者 1 人は、入院者の指示する候補者の氏名等を投票用紙等へ記載します。

本項以降、主として指定病院等に入院中の者の不在者投票の手続を記載しますから、刑事施設、労役場、監置場、留置施設又は少年鑑別所については、「入院者」を「刑事施設等の施設に収容又は留置中の者」と、それぞれ読み替えてください。

四. 不在者投票の手続

四-1. 不在者投票のできる期間

1. 不在者投票ができるのは、選挙期日の公（告）示日の翌日から選挙期日の前日までの、毎日（土曜日、日曜日を問わず。）午前8時30分から午後5時までの間です。

なお、指定病院等において、この期間内で不在者投票をする期日を定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に入院者から投票したい旨の申出があった場合にこれを拒否することはできませんので、いつでも投票できる体制を整えておいてください。

入院者に対しては、当施設で不在者投票ができる旨、投票日時及び不在者投票の方法について、十分に事前周知するようにしてください。

2. 投票終了後の投票用紙は、入院者が登録されている選挙人名簿のある市町村選挙管理委員会の委員長を経て、入院者の属する投票区等の投票管理者の手元まで、投票所の閉鎖時刻までに届く必要があります。

したがって、施設内において特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、あらかじめ施設内での投票日を決定する際には、この不在者投票の送致等に要する時間を考慮し、適当な期日を定めてください。

選挙等の種類と不在者投票のできる期間は次の表のとおりです。

選挙等の種類	不在者投票のできる期間	候補者氏名等の通知方法
衆議院小選挙区選出議員選挙 (ならびに補欠選挙)	公示(告示)の日の翌日から投票日の前日まで(11日間)	県報、選挙公報
衆議院比例代表選出議員選挙		官報、選挙公報
参議院選挙区選出議員選挙 (ならびに補欠選挙)	公示(告示)の日の翌日から投票日の前日まで(16日間)	県報、選挙公報
参議院比例代表選出議員選挙		官報、選挙公報
都道府県知事選挙	告示の日の翌日から投票日の前日まで(16日間)	県報、選挙公報
都道府県議会議員一般選挙 (ならびに補欠選挙)	告示の日の翌日から投票日の前日まで(8日間)	県報、選挙公報
市町村長選挙	告示の日の翌日から投票日の前日まで (市:6日間、町村:4日間)	その選挙を管理する選挙管理委員会から、立候補届出の告示の写し等をとりよせてください。
市町村議会議員一般選挙 (ならびに補欠選挙)	告示の日の翌日から投票日の前日まで (市:6日間、町村:4日間)	
最高裁判所裁判官国民審査	審査の期日前11日から 審査の期日の前日(11日間) ※最高裁判所裁判官国民審査法第16条の2第1項ただし書きに規定する場合 審査の期日前7日から 審査の期日の前日(6日間)	審査公報

※選挙公報については、その都度必要部数を県選挙管理委員会へお申込みください。

四-2. 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求

1. 投票用紙等を請求したり、指定病院等内で投票する旨の申立てを行うには、次の2つの方法があります。

① 請求方法

- 本人請求：入院者自ら請求する方法
- 代理請求：不在者投票管理者（又はその代理人）が請求する方法

② 請求先

上記のいずれの方法についても、入院者が登録されている選挙人名簿のある市町村の選挙管理委員会の委員長に、直接又は郵便により請求してください（FAX不可）。

※ 選挙人名簿に登録されていない市町村に請求しても投票用紙等は交付されませんので御注意ください。

有権者は原則として住所のある市町村の選挙人名簿に登録されていますが、住所を移転した入院者については、前住所又は新住所のいずれの市町村の選挙人名簿に登録されているかを確かめてから請求してください。

郵便で行う場合、投票用紙等の交付請求書が在中する旨を当該封筒に明記してください。投票日に切迫して差し出すと間に合わない場合もありますので、できる限り早く差し出してください。

郵便法の改正に伴い、令和3年10月以降、手紙やはがき等の普通扱いの郵便物の土曜日配達が休止され、送達日数は差出の日から「原則3日以内」の配達が「原則4日以内」の配達に変更されていますので、これらをふまえて選挙期日の4日前までには差し出してください。

③ 請求に必要な書類

請求の際には以下の書類が必要です。

本人請求

○ 「不在者投票宣誓書（兼請求書）」様式(3) (p28)

これにより、投票用紙等の請求をします。該当する不在者投票事由を選択する必要はありません。

○ 「不在者投票の事由に該当する旨」の宣誓及び指定病院等内で投票しようとする旨の申立て

入院者が「不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書」の書式について尋ねてきたときは、様式(3)の「不在者投票宣誓書（兼請求書）」を作成するよう御指導ください。

この様式中に必要事項を記載することにより、「不在者投票の事由に該当する旨」の宣誓及び投票用紙等の請求ができます。

※ 点字投票によって不在者投票をするときは、請求する際に、点字による投票をしようとする旨の申立てをする必要があります。

なお、点字により投票しようとする旨の申立てを行う場合についての様式は、特に定めておりませんので、適宜作成の上添付してください。

○ 代理請求

○ 「請求書」様式(2) (p27)

これにより、投票用紙等の請求をします。

不在者投票管理者（又はその代理人）が代わって請求する場合は、入院者本人の請求意思を十分確認した上で行ってください。入院者から依頼がないのに請求することはできません。

投票意思のない入院者の分まで請求したり、投票意思の有無を確認することなく便利に入院者全員分を請求することのないよう徹底してください。

入院者の依頼は、口頭でも差し支えありませんが、不在者投票が有効に行われたかどうかを争訟の際に立証する貴重な資料となるので、依頼を文書（「投票用紙請求依頼書」様式(1) (p26)）により行うか、「不在者投票事務処理簿」（様式(9) (p34) 以下「処理簿」といいます。）に依頼の印をもらうなど、依頼があった旨が記録として残るような方法をとってください。

○ 「不在者投票の事由に該当する旨」の宣誓及び指定病院等内で投票しようとする旨の申立て

所定の請求書（様式(2) (p27)）とは別に、宣誓書あるいは申立書等を作成する必要はありません。

※ 入院者の依頼により、点字により投票しようとする旨の申立てを、不在者投票管理者（又はその代理人）が行う場合は、請求書の備考欄に「点字」と明記してください。

2. 住所移転者の投票について

現在の住所地に転入して間もないため、現住所地の選挙人名簿に未登録の方でも、前住所地の市町村選挙管理委員会へ投票用紙等を請求できる場合があります。詳しくは、最寄りの市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

3. 入院者が船員である場合の請求方法には特例があります。 (p20 参照)

Q & A

Q10 投票用紙等の請求はいつからできますか。

A10 投票用紙等の請求は、選挙・国民審査の期日の公（告）示日以前でもできます。

市町村選挙管理委員会の委員長は審査の上、期日の公（告）示日の翌日（郵送等をもって発送するときは、公（告）示の日以前において市町村選挙管理委員会の定める日）以降に交付（発送）します。

Q11 投票用紙等はどこに請求すればよいですか。

A11 請求先は、入院者が登録されている選挙人名簿のある市町村の選挙管理委員会です。

投票用紙等の請求先は、県選挙管理委員会ではありませんのでご注意ください。

四-3. 請求した投票用紙等の受領及び交付

1. 「四-2」の請求によって市町村選挙管理委員会から直接又は郵送により次のものが交付されます。

○本人請求の場合（入院者に交付されます。）

○ 投票用紙

点字投票の申立てをしたものは、投票用紙に「点字投票」との印を刷り込んでいます。

○ 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒） 様式(7) (p31・32)

○ 不在者投票証明書の入っている封筒 様式(5) (p29)

※ 不在者投票証明書は様式(4) (p29) のとおり

○代理請求の場合（請求した者に交付されます。）

○ 投票用紙

点字投票の申立てをしたものは、投票用紙に「点字投票」との印を刷り込んでいます。

○ 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）様式(7) (p31・32)

※ 代理請求の場合は、不在者投票証明書の入っている封筒は交付されません。

2. 投票用紙等は、入院者が登録されている選挙人名簿のある市町村の選挙管理委員会から送られてきたものを間違いなく渡すよう注意してください（外封筒の表面に、市町村名や選挙人名簿登録番号等をあらかじめ記載して送付される場合がありますので、御確認ください。）。

不在者投票管理者は投票用紙等の受領後、直ちにこれを入院者に渡してください。

ただし、指定病院等において、不在者投票をする期日を定める場合、入院者における保管が困難と判断され、入院者の了解を得た場合であれば、その期日まで不在者投票管理者が投票用紙等を保管して差し支えありません。

Q & A

Q12 投票用紙等を指定病院等で受領後に紛失した場合は、投票用紙等を再交付してもらうことはできますか。

A12 二重投票のおそれもあるので再交付はできません。保管に係る取扱いについては鍵の付いた金庫に保管するなど十分注意してください。

四-4. 不在者投票記載場所の準備等

不在者投票記載場所の準備等については、次の点に御留意ください。

- 投票を記載する場所には、机や椅子等を置き、黒色鉛筆や文鎮等を備えるほか、点字投票の必要があるときは、点字器等を備えてください。
- できるだけ外部と遮断可能な独立した部屋を使用してください（他の部屋と通じる扉がある場合は施錠し、窓がある場合はカーテン等で遮断するなどの必要な措置を講じてください。）。
- 他人が投票の記載を見ることができないよう、また投票用紙の交換等の不正の手段が行われないよう相当の設備をした不在者投票記載場所を設けてください。

さい。

- 不在者投票記載場所に候補者等の氏名等を掲示することは法令上認められていません。また、選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターは掲示することができません。

なお、候補者や後援会のポスターを施設内の人目に触れる場所に掲示することは、場合によっては、不在者投票管理者が法令違反に問われる場合もありますので、自粛してください。

Q & A

Q13 不在者投票記載場所において、投票箱を使わなければなりませんか。

A13 投票箱を使用する必要はありません。

なお、投票済みの投票用紙等を一時的に保管する場合は、一定の適当な箱（手提げ金庫等）に一時保管してください。

Q14 不在者投票記載場所に候補者等の氏名等が記載された新聞又は、独自に作成した一覧表を掲示することは差し支えないでしょうか。

A14 選挙の自由公正を害するおそれもありますので、指定病院等において独自に候補者等の一覧表を作成することは差し控えてください。

県選挙管理委員会から県報や選挙公報などの候補者等の記載された印刷物を送付しますので、そちらを御活用ください。

選挙人から、候補者等の一覧表を見せてほしいという要望がある場合には、投票記載場所以外の箇所に選挙公報等を置いておき、選挙人が自由にみられるようにするといった対応をお願いします。

Q15 指定施設の改築に伴い、これまで不在者投票記載場所として使用していた会議室が使用できなくなったのですが、他に不在者投票記載場所として適当な部屋がありません。同施設と同じ敷地内の別の施設に不在者投票記載場所を設置することは可能でしょうか。

A15 まず、別施設が不在者投票施設としての指定を受けていることが必要となります。その上で、当該会議室を使用できない期間が一時的なものであり、かつ、以下の三つの要件を満たす場合に限り、別施設への設置が可能です。

- ① 二つの施設の管理者が同一であること
- ② 二つの施設に一体性が認められること
- ③ 選挙人に不便をきたすものでないこと

四-5. 投票の手順

投票は、必ず不在者投票管理者の管理の下で、投票立会人の立会いの下に、不在者投票記載場所において、次の手順（①から④）により行ってください。

以下には、主として入院者が投票用紙等を請求した場合の投票の手順を記載します。投票用紙等を代理請求した場合にも、不在者投票証明書に関して記載された部分を除き、同様の手順となります。

① 投票意思の有無の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする者が選挙人であるかどうかを確認してください。また、投票意思があるかどうかも必ず確認してください。

② 投票用紙等の提示

不在者投票管理者は、入院者に対し、次の書類を提出させなければなりません。

- 投票用紙
- 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）（様式(7)（p31・32））
- 不在者投票証明書（様式(4)（p29））

※ 不在者投票証明書用封筒（様式(5)（p29））については、開披しないで封筒のまま提出しなければなりません。

③ 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は「②」の提示を受けた時は、それを点検し、以下に該当する場合は投票を拒否しなければなりません。

- ・投票用紙等が正規のものでないとき
- ・投票用紙に既に候補者氏名等が記載されているとき（p22 Q & A25 参照）

※ 入院者自らが投票用紙等を請求した場合は、投票用紙等のほかに不在者投票証明書が封入された封筒が交付されており、これも併せて提示させる必要があります。

この封筒は不在者投票管理者が開披して調べるものですので、入院者はこれを開披してはならず、既に開披されているときは、投票を拒否しなければなりません。

拒否された入院者が更に不在者投票を行おうとするときは、投票用紙及び不在者投票証明書を返還してその入院者が登録されている選挙人名簿のある市町村選挙管理委員会の委員長の下で投票を行うか、又は市町村選挙管理委員会の委員

長に対して、直ちに引換え又は再交付の申出をしてください。

④ 投票の方法

不在者投票管理者は、「③」の点検を行ったあと、入院者に次の手順（アからエ）により投票させます。

- ア. 入院者に投票用紙及び不在者投票用封筒のみを返還します。
- イ. 不在者投票記載場所において、入院者本人に、投票用紙に候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては一の候補者名簿に記載された候補者の氏名又は候補者名簿を届け出た政党等の名称又は略称）を記載させます。
- ウ. 入院者に、投票用紙を内封筒に入れ封をさせ、さらに、内封筒を外封筒に入れ封をさせます。
- エ. 入院者に、外封筒の表面に必ず署名させ、提出させます。

※ 不在者投票用外封筒の表面の署名は、次の「四-6. 代理投票」の場合を除くほか、入院者に必ず自書させてください。不在者投票管理者があらかじめゴム印で入院者名を押すことはできませんので御注意ください。

なお、署名の下に押印したり、不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

また、点字投票があった場合、「ウ」の前に外封筒に点字で署名させておくことが必要です。

Q & A

Q16 歩行が困難な入院者や重病人に対しては、不在者投票記載場所ではなく、ベッド上で不在者投票を行わせることができませんか。

A16 特に、歩行が困難な入院者や重病人の場合は、不在者投票管理者の管理の下、投票立会人の立会いがある限り、患者のベッド上で記載させることができます。また、投票の秘密保持等については十分注意して行ってください。

なお、不在者投票記載場所とは、投票記載台そのもののみを指すのではなく、不在者投票管理者が不在者投票の執行のために管理権を及ぼしている範囲（通常一室全体）にわたるものであり、また、不在者投票が病室等のベッドの上で行われるときには、当該不在者投票が行われる病室等の全体を指します。

Q17 選挙人が外封筒への署名を忘れたり、不在者投票管理者や事務従事者が選挙人の氏名を勝手に記載した場合、その投票はどうなりますか。

A17 不受理となります。

Q18 入院者自らが投票用紙等を請求し交付を受けた後、他の指定病院に転院又は退院した場合の投票用紙等の取扱いはどうすればよいですか。

A18 交付済みの投票用紙等をそのまま使用して、以下の場所で不在者投票ができます。

- ・他の指定病院に転院した場合 …転院先の指定病院
- ・退院した場合 …最寄りの市町村選挙管理委員会

なお、代理請求により投票用紙等の交付を受けた場合は、当該指定病院等以外の場所では不在者投票をすることができません。

四-6. 代理投票

心身の故障その他の事由により自書できないと入院者が申請したときは、次の手順（①、②）により代理投票をさせることができます。

この場合の申請は、口頭でも結構です。

入院者自らが投票用紙等を請求した場合も代理請求した場合も、同様の手順です。

※ 代理投票は本人投票の原則の例外ですから、特に注意して行ってください。
入院者本人から申請があった場合のみ代理投票を行うことができますので、本人からの申請がないにも関わらず、指定病院等側で便宜的に代理投票を行うことは絶対にしないでください。

なお、不在者投票管理者において、代理投票の事由がないと認める場合には、不在者投票管理者は投票立会人の意見を聴いて、拒否の決定をしてください。

この決定に不服のある入院者には、代理投票の仮投票をさせてください（「四-7」参照）。

① 補助者の選任・投票立会人の意見聴取

不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票を記載する場所において、投票事務に従事する者のうちから補助者2人を定めてください。

なお、不在者投票管理者及び投票立会人は、補助者を兼ねることはできません。

② 代理投票

定めた2人の補助者のうち1人を立ち会わせた上で、他の補助者1人は投票記載場所で、次の手順（アからウ）により投票を補助します。

ア. 投票用紙に、入院者の指示する候補者の氏名等を記載します。

イ. 投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらに、内封筒を外封筒に入れ封をします。

封をするときは、必ず入院者の面前で行ってください。

ウ．外封筒の表面に、入院者の氏名を記載し、提出します。

この場合の記載は、代理記載をした補助者の氏名ではありませんので注意してください。

※ 不在者投票管理者は、補助者に対し、代理投票の際に本人の意思を確認することなく代理記載を行ったり、特定の候補者の名前等を誘導するような聞き方をしないよう指導してください。

また、確認のために入院者に読み聞かせるときには、当該入院者以外に聞こえないよう注意してください。

③ 調書の作成

代理投票を実施した場合は、「代理投票に関する調書」(様式(10) (p35))を作成の上、投票用紙等の送致の際、調書（写し可）を併せて送付してください。

Q & A

Q19 通常の投票方法では、入院者自らが投票用紙を封筒に入れ封をすることになっています。投票用紙を封筒に入れる前に殺菌する必要のある伝染病保菌者の投票については、代理投票は可能でしょうか。

A19 心身の故障により自書できない者と解釈できますので、代理投票は可能です。

Q20 代理投票に際し、その補助者に入院者の家族をあててもよいですか。

A20 投票事務従事者から定めなければならないため、家族の方や付添人をあてることはできません。

Q21 入院者が、候補者の氏名等を書いた名刺をもってきた場合、補助者はこれを入院者が記載を指示したと判断してよいでしょうか。

A21 黙って名刺に記載されている氏名を記載するのではなく、必ず入院者に確認してから記載するようにしてください。

四-7. 代理投票の仮投票

1. 代理投票の場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めたときは、投票立会人の意見を聴いて拒否することができますが、次の場合は、代理投票の仮投票を行います。

○ 代理投票を拒否された入院者に不服があるとき

- 不在者投票管理者が代理投票を行わせる理由があると認め、代理投票を行わせると決定したことについて、投票立会人が異議を述べたとき
2. 代理投票の仮投票の手続は、定めた 2 人の補助者のうち 1 人を立ち会わせた上で、他の補助者 1 人は投票記載場所で、次の手順（アからウ）により投票を補助します。
- ア. 投票用紙に入院者の指示する候補者の氏名等を記載します。
- イ. 投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらに内封筒を外封筒に入れ封をします。
封をするときは、必ず入院者の面前で行ってください。
- ウ. 外封筒の表面に、入院者の氏名を記載し、さらに封筒の表面（p31 参照）に、
入院者の氏名の他にさらに「代理記載人 何某」と補助者の氏名を記載し、提出します。
3. 代理投票の仮投票を、その入院者が登録されている選挙人名簿のある市町村の選挙管理委員会の委員長に送付する際には、仮投票になった事由書（様式は任意です。）を作成して添付してください。

Q & A

Q22 代理投票を行わせる事由がないと認め、拒否の決定をしたことについて、入院者が承服したが、投票立会人に異議がある場合、仮投票を行わせることができますか。

A22 仮投票を行わせることはできません。

四-8. 投票終了後の事務処理及び送致

1. 不在者投票管理者は、入院者の投票が終わり、不在者投票用外封筒を受け取ったときは、所要事項の記載等（以下の手順①から④）を行います。
- ① その場で外封筒の封がなされているか確認の上、外封筒の表面に入院者の氏名が署名（代理投票の場合は記名）されているか確認します。
- ② 外封筒の裏面に、投票の年月日及び投票場所を記載し、さらに、不在者投票管理者の職名及び氏名を記載します。
- ③ 併せて、投票立会人に外封筒の裏面に署名させます。

※ 不在者投票管理者が行う裏面の記載はゴム印でも差し支えありませんが、
入院者及び投票立会人が行う署名は必ず自書してください。

- ④ 投票が終わり、投票用紙等を受け取ってから、市町村選挙管理委員会の委員長に送致するまでの間の保管は厳重にしてください。

2. 所要事項の記載等が終われば、入院者が登録されている選挙人名簿のある市町村の選挙管理委員会の委員長に以下の手順(①から③)により送致してください。

- 送致が遅れると、有効になされた不在者投票が受理されないことがあります。
郵送によるときは、郵送時間の余裕をみて送付してください。
- ① 外封筒への記載後、更に外封筒及び不在者投票証明書（不在者投票証明書は代理請求の場合は不要）を他の適当な封筒に入れます。
- ※ 他の適当な封筒については、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパックプラス）の額が不在者投票に係る事務経費として措置されていることを踏まえ、レターパックプラスの使用が望ましいとされています。
- ※ レターパックプラスは、土・日・休日も配達されます。

- ② 代理投票を行った際は「代理投票に関する調書」（様式(10) (p35)）を併せて送付してください。
- ③ その封筒の表面に「不在者投票在中」の旨を朱書きし、裏面には記名及び押印をします。（仕様については、様式(8) (p33) 参照）

Q & A

Q23 不在者投票用外封筒にする記載について、不在者投票管理者は「記載」、投票立会人は「署名」となっていますが、「記載」と「署名」はどう違うのでしょうか。

A23 「記載」であれば、本人以外の者が記名したり、ゴム印を使用しても構いませんが、「署名」の場合は、本人が自書しなければなりません。

五. 不在者投票に係る記録の整理

1. 不在者投票管理者は、不在者投票事務処理簿（様式(9) (p34)）を備え、不在者投票に関する一切の記録を整理しなければなりません。

不在者投票事務処理簿の用紙は、県選挙管理委員会から交付します。

2. 不在者投票事務処理簿は、選挙の種類ごとに別にしてください。

ただし、事務処理簿の備考欄において、交付を受けた投票用紙等及び送致した投票用紙等の種類を明示する場合は、1枚で対応することも差し支えありません。

六. 入院者が船員である場合の不在者投票の特例

船員で不在者投票事由に該当する者は、投票用紙等の交付を申請する際、船員の選挙人名簿登録証明書及び船員手帳の提示を必要とする以外には何ら一般の入院者と異なるところはなく、不在者投票を行うことができます。

また、船員という職業の特殊性から、その船員が登録されている選挙人名簿のある市町村以外に総務省令で指定された市町村の選挙管理委員会（以下「指定港委員会」といいます。）の委員長に対し、不在者投票管理者が船員に代わって投票用紙等を請求することができる特例もあります。

指定港委員会の委員長に請求した場合は、一般的の投票用紙とは異なった「船員不在者投票」と印刷された投票用紙が交付されます。

以下、不在者投票管理者が代わってする投票用紙等の請求から投票までの手順について記載します。（船員が自ら指定港委員会に請求した場合は、指定病院等で投票することはできません。）

① 投票用紙及び封筒の請求

以下のものを提示して請求します。

- 不在者投票管理者の請求書
- 船員の選挙人名簿登録証明書（様式(6)（p30））
- 船員手帳（指定港委員会に請求する場合にのみ必要）

※ 指定港委員会に対する投票用紙等の請求は、選挙期日の公（告）示日の翌日以降でないとできません。

② 投票用紙等の交付

以下のものが交付されます。

- 投票用紙
(指定港委員会に請求した場合は、船員用の不在者投票用紙)
- 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

(指定港委員会に請求した場合は、船員用の外封筒)

③ 投票の手順

全て一般の場合と同じです。

Q & A

Q24 和歌山県内の指定港委員会はどこですか。

A24 和歌山県内では、和歌山市、海南市、有田市、田辺市、新宮市、由良町、白浜町、那智勝浦町、串本町の9市町です。

七. 入院者が投票を行わなかったとき

代理請求によって投票用紙等の交付を受けている場合において、入院者が投票を行う前に、

- 退院した場合
- 他の病院に移った場合
- 死亡した場合 等

の理由によって不在者投票を行うことができない者となった場合や、

- 認知症の進行
- 病状の悪化 等

により、投票日当日に投票意思が確認できない場合は、交付を受けた投票用紙等は、破棄せずそのまま交付のあった市町村選挙管理委員会に返還してください。

特に、退院した場合には不在者投票事由が消滅するため、投票用紙等を市町村選挙管理委員会に返還すれば投票所において投票ができるようになることから、適当な用紙に経緯を記載の上、至急返還してください。

※ 指定病院等において、白紙の投票用紙を投票用封筒に入れ送致するといった対応をしないよう注意してください。

また、自身の属する投票区の区域内にある指定病院等に入院している方が、投票前に歩行が可能となった場合も、不在者投票をさせずに投票用紙等を返還してください。

八．投票用紙等を汚損、破損、紛失したとき

1. 交換

投票用紙や不在者投票用封筒を汚損したり、破損したときは、交付を受けた市町村選挙管理委員会に理由を付けて交換を請求してください。

2. 再交付

投票用紙や不在者投票用封筒は紛失しても再交付は受けられません。

Q & A

Q25 入院者が自ら市町村選挙管理委員会の委員長に投票用紙等を請求した場合において、不在者投票管理者が投票用紙を点検する際に入院者が既に投票用紙に候補者の氏名を記載して持参した場合は、どのように対応すればよいですか。

A25 投票用紙等を入院者に返還して、市町村選挙管理委員会に対し交換を請求するよう指示してください。

九．不在者投票に要した経費の請求

1. 不在者投票の事務を行った場合、一定額（不在者投票をした選挙人1人につき1,236円）を請求することができます。

ただし、経費を請求できるのは、投票した選挙人についてであり、投票用紙等を請求した選挙人についてではありませんので、注意してください。

※ 数年に一度、請求金額の単価が変更されますので、選挙の際は、県又は市町村選挙管理委員会から送付される資料をご確認ください。

2. 請求に必要な書類

○「不在者投票経費請求書・委任状」様式(11) (p36)

(委任状については、請求者である施設長等と口座名義人が異なる場合のみ記載が必要)

○「不在者投票明細書」様式(12) (p42)

○外部立会人に報酬を支払った場合の県選挙管理委員会への請求書は、手引に掲載の請求書の様式と別様式ですので、県選挙管理委員会までお問い合わせ

ください。

また、外部立会人に報酬を支払った場合の請求の際には「外部立会人選任による不在者投票実績報告書」と立会人から徴した領収書の写しも併せて添付してください。

3. 請求先

以下の表に記載された提出先に選挙の期日後直ちに提出してください。

選挙等の種類	請求書の提出先
衆議院議員選挙	
参議院議員選挙	県知事 (左の選挙等が行われた区域を 含む都道府県の知事)
都道府県知事選挙	
都道府県議会議員選挙	
最高裁判所裁判官国民審査	
市町村長選挙	市町村長 (左の選挙が行われた市町村の長)
市町村議会議員選挙	

※ 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の場合は、他都道府県に住所を有する選挙人の不在者投票に係る経費であっても、和歌山県知事あて請求してください。

※ 請求先が県知事あてと市町村長あての 2 つ以上の選挙が同日で執行される場合の請求方法は、別途、県選挙管理委員会から各指定病院等に連絡します。

4. 請求にあたっては、次の点に御注意ください。

- 不在者投票に要した経費は、不在者投票をした選挙人の数を基礎としてお支払いしますので、投票用紙等の交付を受けた方で投票しなかった方については、支払い対象には含まれません。
- 経費請求書に記載する施設の名称及び所在地は、必ず県選挙管理委員会に指定の申請をした名称（「[別表 1] 不在者投票を行うことのできる施設一覧表」参照）を正しく記入してください。
- 経費請求書の日付は、選挙期日の翌日以降の日付を入れてください。施設で投票を行った日ではありませんので御注意ください。
- 修正液などによる訂正は、一切無効です。訂正印（不在者投票管理者の印）により訂正してください。

- 請求額は、訂正印を用いても訂正できません。請求額を誤って記入した場合は、経費請求書を再調製してください。
- 経費請求書は、入院者の住所にかかわらず各施設につき一通になります。
- 振込口座の名義は、通帳に記載されているとおり正確に記入してください。また、フリガナを必ず記入してください。
- 不在者投票明細書は、市町村選挙管理委員会ごとに別葉とせず、途中に空欄をつくらないよう上に詰めて、不在者投票事務処理簿等を参考の上、実際に投票された方のみ記載してください。

Q & A

Q26 1人の選挙人が複数の選挙（例えば、県知事選挙と県議会議員補欠選挙）の両方の不在者投票をした場合と、1つの選挙のみ不在者投票をした場合では、経費の支払額に差が生じるのでしょうか。

A26 差は生じません。いずれの場合も、1人につき 1,236 円となります。その他のケースで支払額に疑義が生じた場合は、県選挙管理委員会の経費請求担当までお問い合わせください。

十. 罰則規定

不在者投票管理者、投票立会人及び代理投票の補助者については、以下のような罰則が適用されますので、こうした罰則に触れることがないよう十分注意してください。

- 買収及び利害誘導罪
- 職権乱用による選挙の自由妨害罪
- 投票干渉罪
- 詐偽投票及び投票偽造・増減罪
- 代理投票における記載義務違反
- 立会人の義務を怠る罪 等

十一. 指定病院等の名称及び所在地を変更したとき

県選挙管理委員会に指定の申請をしている施設の名称及び所在地が変更となった場合は、「不在者投票のできる施設の指定事項の変更申請書」(様式(16) (p47))により速やかに県選挙管理委員会に変更した旨を連絡してください。

Q & A

Q27 不在者投票施設として指定を受けている介護老人保健施設や介護医療院に診療所が併設されている場合、この診療所についても指定が受けられるでしょうか。

A27 診療所を指定することはできません。「病院」とは、医療法にいう病院（介護保険法にいう介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）とされているためです。なお、不在者投票施設の指定を受けている病院が病床数の減少により病院ではなく診療所となった場合には、指定を取り消す必要が生じますので、その際は、必ず県選挙管理委員会にご連絡ください。

Q28 指定を受けている病院（本院）に分院が設けられる予定ですが、この分院でも不在者投票を行えるでしょうか。

A28 たとえ分院が本院の院長の管理の下であっても、本院とは別個の病院として、分院についても、施設が所在する都道府県選挙管理委員会の指定を受ける必要があります。

Q29 指定病院等として指定されている施設の経営主体が変わった場合、引き続き、不在者投票を行うことができますか。

A29 施設の経営主体が変わった場合、当該指定病院等で不在者投票を行うためには、旧経営主体が経営する施設として指定取消の申請を行った上で、新しい経営主体が経営する施設として指定の申請を行ってください。

<様式・別表>

【注意事項】

次ページから示している各種様式は、県選挙管理委員会が作成しているものです。

市町村選挙管理委員会が管理執行する選挙で、市町村選挙管理委員会に提出する様式については、使用する様式が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票用紙請求依頼書

私は、
当 の投票を、
で行いたいので、投票用紙及び不在者
投票用封筒の交付を請求してくださるよう依頼します。

令和 年 月 日

様

選挙人住所

選挙人氏名

(※代理記載人氏名)

生年月日	明治	年	月	日	生
	大正				
	昭和				
	平成				

※ 代理記載人氏名の欄は、選挙人からの依頼を受けこの用紙を記載した場合に、その記載をした方自身が署名してください。

様式(2) 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書

書

求

市・町・村 選挙管理委員会委員長
 (施設の所在地)
 (施設の名称)
 (職・氏名)

様

下記の選挙人は、令和 年 月 日執行の 当の当日、当において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼がありましたので、下記の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

番号	選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	性別	生年月日	備考	(選挙人名簿に記載されている住所と異なる住所の場合 はこの欄に記入のこと。)	投票区	簿冊番号	登載番号	余白
1			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					
2			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					
3			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					
4			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					
5			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					
6			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					
7			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					
8			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					
9			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					
10			男・女	明治 大正 昭和 平成	・					

(これまでより右は書かないでください。)

注意 1 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立ての依頼があった場合は、「点字」と記載すること。
 2 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求する場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はありませんが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載してください。

様式(3) 不在者投票宣誓書（兼請求書）

期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）

私は、 年 月 日執行の 選挙の当日、下記のいずれかの期日前
投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

記

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

(請求者)

氏名			生年月日	
現住 所				
選挙人名簿に記載されている住所 (※現住所と異なる場合のみ記載)				

（事務処理欄）

投票区	名簿番号			交付方法	交付月日	整理番号
				直・郵・ 直・郵・		

注意（不在者投票の場合のみ）都道府県の議会の議員又は長の選挙において、公職選挙法施行令第50条第5項の申請をする場合は、余白部に「引続居住」と記載してください。

様式(4) 不在者投票証明書

不 在 者 投 票 証 明 書

選挙人の氏名	氏 名
選 挙 人 の 生 年 月 日	何 年 何 月 何 日 生
投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村) 何番地 何病院
そ の 他 の 事 項	何々(本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときは、これを記載すること。)
選 挙	令和何年何月何日執行何々選挙

上記のとおり証明する。

令和何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)

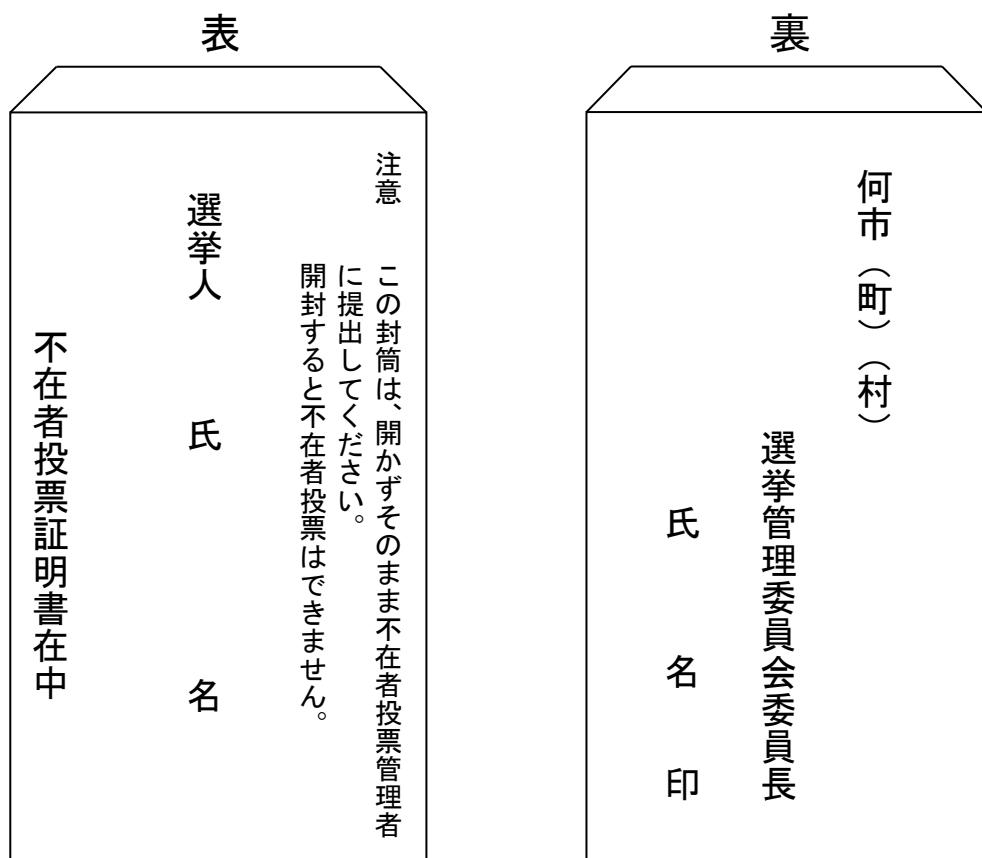
(区)何町(村)

選挙管理委員会

委員長

名 印

様式(5) 不在者投票証明書用封筒



様式(6) 船員に交付する選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載
されている住所

氏 名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

平成 年 月 日 交付
令和

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)

選挙管理委員会委員長

氏 名 印

選 挙	選挙期日	令 第 5 4 条 の 規 定 に よ る 投 票 用 紙 の 交 付	令第59条の6、第59条の6の3又は第59条の6の4の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の還 船長に対する交付	投票送信の還 船員に対する交付	通常の投票
			船長に対する交付	船員に対する交付			
何選挙	令和何年 何月何日	何県何郡(市) 何町(村)	何県何郡(市) 何町(村)	交 付	受領	受領	

備考

- 1 この証明書の有効期限は、交付の日から7年とする。
 2 船員でなくなった場合等、令第18条第3項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

様式(7) 不在者投票用封筒

外封筒

表

第何回何々選挙 不在者投票 (外封筒)							
注意	印						
一 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。	投票者 (氏名)						
二 代理記載人欄は、代理投票の仮投票の場合のみ記入してください。	代理記載人						
<input type="checkbox"/> 在外選挙人の投票に使用 (在外選挙人)							
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">受理不受理決定欄 (管理者、立会人)</td> </tr> <tr> <td>受理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不受理</td> <td></td> </tr> </table>		受理不受理決定欄 (管理者、立会人)		受理		不受理	
受理不受理決定欄 (管理者、立会人)							
受理							
不受理							
<table border="1"> <tr> <td>市町村名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投票区</td> <td>第 投票区</td> </tr> <tr> <td>選挙人名簿登録番号</td> <td>第 号</td> </tr> </table>		市町村名		投票区	第 投票区	選挙人名簿登録番号	第 号
市町村名							
投票区	第 投票区						
選挙人名簿登録番号	第 号						

裏

交付市町村名	立会人 (氏名)	投票年月日 令和何年何月何日 投票場所 (何の場所)
交付年月日 令和何年何月何日	(何々病院長)	不在者投票管理者
都 (何道府県) 何都 (市) (区) 何町 (村) 船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名	氏名	

- (注) 1. 投票用封筒の表について ①には選挙人が自ら署名し、②には代理投票の仮投票を行う時にのみ、候補者氏名を記入した補助者が署名します。なお、③は在外選挙人の不在者投票の場合において、市町村選挙管理委員会によって記入されます。
2. 投票用封筒の裏について ④の投票年月日、投票場所、不在者投票管理者氏名は院長が記入し、⑤は立会人が署名します。なお、⑥は船員の不在者投票の場合において、指定港委員会によって記入されます。

内 封 箱

表

(内 封 箱)

注意

この封筒には、何も記載しないで
ください。
この封筒に記載ずみの投票用紙を
入れ、封をしたうえ、外封筒に入
れてさらに封をしてください。

裏

様式（8）送致（郵送）用封筒の記載要領

表

不在者投票在中（朱書）	何市（区町村）選挙管理委員会 委員長あて	何都（道府県）何市（区町村）	□□□□□□□
-------------	-------------------------	----------------	---------

裏

院長 （氏名） 印	（何々病院）
-----------------	--------

様式(9) 不在者投票事務処理簿

令和 年執行
何々 選挙

不在者投票事務処理簿

(注) この「※1」は選挙人の印であり、「※2」は全て不在者投票管理者名の記入又は押印となる。

番号	市町村名	氏 名	▼ ※1 備 考	1. 令第50条第4項の規定により投票用紙等の請求依頼のあつた選挙人				※2 令第53条第1項の規定により投票用紙等を選挙人に渡した日時	※2 令第58条の規定により投票した日時	※2 令第60条の規定により投票を送致した日時	投票用紙等を返還した日時	※2 投票用紙等を返還	
				選挙人に代わって 令第50条第4項 の請求をした日	令第53条第1項の 規定により投票用紙等を受けた日	月 日	月 時 分						
1				月 日	月 日	月 時 分	月 時 分	※2 令第53条第1項の規定により投票用紙等を選挙人に渡した日時	※2 令第58条の規定により投票した日時	※2 令第60条の規定により投票を送致した日時	投票用紙等を返還した日時	※2 投票用紙等を返還	
2				月 日	月 日	月 時 分	月 時 分						
3				月 日	月 日	月 時 分	月 時 分						
4				月 日	月 日	月 時 分	月 時 分						
5				月 日	月 日	月 時 分	月 時 分						
- 6				月 日	月 日	月 時 分	月 時 分						
7				月 日	月 日	月 時 分	月 時 分						
8				月 日	月 日	月 時 分	月 時 分						
2. 令第50条第1項の規定により直接市町村の選挙管理委員会委員長に対し投票用紙等を請求した選挙人													
番号	市町村名	氏 名	備 考	月 日	月 時 分	月 日	月 時 分	月 日	月 時 分	月 日	月 時 分	月 日	月 時 分
1													
2													
3													
4													
5													

備考

- 投票用紙等を返還した日時の欄は、退院（退所）や病状の悪化等の理由により、入院（入所）者が投票を行わなかつた場合に記入してください。
- ※1欄には「1. 令第50条第4項の規定により投票用紙等の請求依頼のあつた選挙人」の「氏名」欄が記名（ゴム印・印刷・他人による代筆等）の場合には、選挙人の印を押してください。
- 同「氏名」欄に、選挙人の自筆による署名がある場合は、押印がなくても差し支えありません。
- ※2欄には、不在者投票管理者名を記入、又は押印してください。
- この様式は、投票用紙の種類ごとに別にしてください。ただし、備考欄において、交付を受けた投票用紙等及び送致した投票用紙等の種類を明示する場合は、1枚で対応することは差し支えありません。

様式(10) 代理投票に関する調査書

代理投票に関する調査書

不在者投票管理者氏名

印

選挙人氏名	記載人	補助者	立会人	代理投票の理由 心身の故障	その他の事由	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

様式(11)

整理番号	
------	--

令和 年 月 日

和歌山県知事様

(〒 -)

施設等の所在地

施設等の名称

不在者投票管理者

職・氏名

(印)

不在者投票経費請求書

令和 年 月 日 執行の

における不在者投票に要した経費と

して、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 総計 _____ 円 (1人 1,236円×_____人分)

2 振込先指定口座

金融機関名	銀行		店								
預金種別	1 普通	2 当座	3 別段	口座番号
フリガナ 口座名義											

事務担当者名 _____ 電話番号 _____

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 請求日の日付は、選挙執行日の翌日以降にしてください。

注3 振替指定口座の名義人（経費受領者）が不在者投票管理者（指定施設の長）と異なる場合は、下記委任状に必要事項を記入してください。

注4 指定口座への振込によらず、納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください。

令和 年 月 日

和歌山県知事様

施設等の所在地

施設等の名称

不在者投票管理者 職・氏名

(印)

委任状

令和 年 月 日 執行の

における不在者投票に要した

経費の受領について、

所在 地

氏 名

(名称及び代表者の職氏名)

に委任します。

整理番号

記入例①

令和 年 月 日

和歌山県知事様

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙執行日の翌日以降の
日付としてください。施設等の所在地 和歌山市△△12-34
施設等の名称 医療法人〇〇 □□病院不在者投票管理者
職・氏名 院長兼理事長 和歌山 太郎代表者
(理事長等)
職印

不在者投票経費請求書

令和 年 月 日 執行の
下記のとおり請求します。

における不在者投票に要した経費として、

記

1 請求金額 総計 〇〇〇〇 円 (1人 1,236円×〇〇人分)

2 振込先指定口座

金融機関名	△△銀行	和歌山支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 別段	口座番号 1 2 3 4 5 6
フリガナ 口座名義	イリヨウホウジン〇〇 リジチョウ ワカヤマ タロウ 医療法人〇〇 理事長 和歌山 太郎	右詰めで記入してください。 口座名義は名義人まで記入してください。

事務担当者名 和歌山 次郎

電話番号 073-441-2191

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 請求日の日付は、選挙執行日の翌日以降にしてください。

注3 振替指定口座の名義人（経費受領者）が不在者投票管理者（指定施設の長）と異なる場合は、下記委任状に必要事項を記入してください。

注4 指定口座への振込によらず、納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください。

令和 年 月 日

和歌山県知事様

施設等の所在地

施設等の名称

不在者投票管理者 職・氏名

記入不要

※こちらに代表者（理事長等）職印を
押印しないようご注意ください。

委任状

令和 年 月 日 執行の
について、

所在地

記入不要

氏名

(名称及び代表者の職氏名)

記入不要

に委任します。

整理番号

記入例②

令和 年 月 日

和歌山県知事様

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙執行日の翌日以降の
日付としてください。

施設等の所在地 和歌山市△△12-34

施設等の名称 医療法人〇〇 □□病院

(※)

不在者投票管理者

職・氏名 院長 和歌山 太郎

施設長・
院長等
職印もしくは
個人印

不在者投票経費請求書

令和 年 月 日 執行の
下記のとおり請求します。

における不在者投票に要した経費として、

記

1 請求金額 総計 〇〇〇〇 円 (1人 1,236円×〇〇人分)

2 振込先指定口座

金融機関名	△△銀行	和歌山支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 別段	口座番号 1 2 3 4 5 6
口座名義	イリヨウホウジン〇〇 リジショウ ワカヤマ タロウ 医療法人〇〇 院長 和歌山 太郎	右詰めで記入して ください。 口座名義は名義人まで記入してください。

事務担当者名 和歌山 次郎

電話番号 073-441-2191

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 請求日の日付は、選挙執行日の翌日以降にしてください。

注3 振替指定口座の名義人（経費受領者）が不在者投票管理者（指定施設の長）と異なる場合は、下記委任状に必要事項を記入してください。

注4 指定口座への振込によらず、納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください。

令和 年 月 日

和歌山県知事様

施設等の所在地 和歌山市△△12-34

(※)と同じ印を使用

施設等の名称 医療法人〇〇 □□病院

不在者投票管理者 職・氏名 院長 和歌山 太郎

施設長・
院長等
職印もしくは
個人印

委任状

令和 年 月 日 執行の
要した経費の受領について、

における不在者投票に

所在地 和歌山県和歌山市▲▲

氏名 医療法人〇〇
(名称及び代表者の職氏名)
理事長 和歌山 太郎

に委任します。

整理番号

記入例③

令和 年 月 日

和歌山県知事様

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙執行日の翌日以降の
日付としてください。施設等の所在地 和歌山市△△12-34
施設等の名称 医療法人〇〇 □□病院

(※)

不在者投票管理者
職・氏名 院長 和歌山 太郎施設長・
院長等
職印もしくは
個人印

不在者投票経費請求書

令和 年 月 日執行の
下記のとおり請求します。

における不在者投票に要した経費として、

記

1 請求金額 総計 〇〇〇〇 円 (1人 1,236円×〇〇人分)

2 振込先指定口座

金融機関名	△△銀行	和歌山支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 別段	口座番号 1 2 3 4 5 6
口座名義	イリョウホウジン〇〇 リジチョウ ワカヤマ ハナコ 医療法人〇〇 理事長 和歌山 花子	右詰めで記入して ください。 口座名義は名義人まで記入してください。

事務担当者名 和歌山 次郎

電話番号 073-441-2191

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 請求日の日付は、選挙執行日の翌日以降にしてください。

注3 振替指定口座の名義人（経費受領者）が不在者投票管理者（指定施設の長）と異なる場合は、下記委任状に必要事項を記入してください。

注4 指定口座への振込によらず、納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください。

令和 年 月 日

和歌山県知事様

施設等の所在地 和歌山市△△12-34

(※)と同じ印を使用

施設等の名称 医療法人〇〇 □□病院

不在者投票管理者 職・氏名 院長 和歌山 太郎

施設長・
院長等
職印

もしくは個人印

委任状

令和 年 月 日執行の
要した経費の受領について、

における不在者投票に

所在地 和歌山県和歌山市▲▲

氏名 医療法人〇〇
(名称及び代表者の職氏名)
理事長 和歌山 花子

に委任します。

整理番号

記入例④

令和 年 月 日

和歌山県知事様

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙執行日の翌日以降の
日付としてください。施設等の所在地 和歌山市△△12-34
施設等の名称 医療法人〇〇 □□病院不在者投票管理者
職・氏名 院長 和歌山 太郎施設長・
院長等
職印もしくは
個人印

不在者投票経費請求書

令和 年 月 日執行の
下記のとおり請求します。

における不在者投票に要した経費として、

記

1 請求金額 総計 〇〇〇〇 円 (1人 1,236円×〇〇人分)

2 振込先指定口座

金融機関名	△△銀行	和歌山支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 別段	口座番号 1 2 3 4 5 6
フリガナ 口座名義	イリヨウホウジン〇〇 □□ビョウイン インチョウ ワカヤマ 医療法人〇〇 □□病院 院長 和歌山 太郎	右詰めで記入して ください。 口座名義は名義人まで記入してください。

事務担当者名 和歌山 次郎

電話番号 073-441-2191

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 請求日の日付は、選挙執行日の翌日以降にしてください。

注3 振替指定口座の名義人（経費受領者）が不在者投票管理者（指定施設の長）と異なる場合は、下記委任状に必要事項を記入してください。

注4 指定口座への振込によらず、納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください。

令和 年 月 日

和歌山県知事様

施設等の所在地

施設等の名称

記入不要

不在者投票管理者 職・氏名

委任状

令和 年 月 日執行の
について、

における不在者投票に要した経費の受領

所在地

記入不要

氏名

記入不要

(名称及び代表者の職氏名)

に委任します。

整理番号

記入例⑤

令和 年 月 日

和歌山県知事様

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙執行日の翌日以降の
日付としてください。施設等の所在地 和歌山県△△郡〇〇町△△
施設等の名称 ○〇町立病院

(※)

不在者投票管理者
職・氏名 院長 和歌山 太郎施設長・
院長等
職印

不在者投票経費請求書

令和 年 月 日 執行の
下記のとおり請求します。

における不在者投票に要した経費として、

記

1 請求金額 総計 〇〇〇〇 円 (1人 1,236円×〇〇人分)

2 振込先指定口座

金融機関名	△△銀行	和歌山支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 別段	口座番号 1 2 3 4 5 6
口座名義	〇〇チョウビヨウインジギョウ キギョウスイトワイン ワカヤ 〇〇町病院事業 企業出納員 和歌山 花子	右詰めで記入して ください。 口座名義は名義人まで記入してください。

事務担当者名 和歌山 次郎

電話番号 073-441-2191

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 請求日の日付は、選挙執行日の翌日以降にしてください。

注3 振替指定口座の名義人（経費受領者）が不在者投票管理者（指定施設の長）と異なる場合は、下記委任状に必要事項を記入してください。

注4 指定口座への振込によらず、納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付してください。

令和 年 月 日

和歌山県知事様

施設等の所在地 和歌山県△△郡〇〇町△△

(※)と同じ印を使用

施設等の名称 ○〇町立病院

不在者投票管理者 職・氏名 院長 和歌山 太郎

施設長・
院長等
職印

委任状

令和 年 月 日 執行の
について、

における不在者投票に要した経費の受領に

所在地 和歌山県△△郡〇〇町△△

氏名 ○〇町病院事業
(名称及び代表者の職氏名)
企業出納員 和歌山 花子

に委任します。

不在者投票明細書

施設等の所在地		
施設等の名称		
選挙期日現在	入院（所）者数	人
	投票用紙等の請求数	人
	投票者数	人

	選挙人 氏名	住 所	投票用紙 請 求 日	請求先 選管名	投票用紙 送 致 日	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

記入例

整理番号

ページ番号を記入
してください。

(1 / 2 ページ)

不在者投票明細書

施設等の所在地	和歌山市△△12-34	施設印・代表者印等の押印は不要です。
施設等の名称	医療法人○○□□病院	
選挙期日現在	入院（所）者数	○○
	投票用紙等の請求数	△△
	投票者数	△△

	選挙人 氏名	住所	投票用紙 請求日	請求先 選管名	投票用紙 送致日	備考
1	○○太郎	和歌山市△△1-2-3	○月○日	和歌山市	○月○日	
2	●●花子	海南市××2-2	○月○日	海南省	○月○日	
3	△△一郎	■■県▼▼市★★5-6-7	○月○日	■■県▼▼市	○月○日	
4						

注1) 住所欄には、市町村の選挙管理委員会へ投票用紙を請求した際の住所を記入してください。

注2) 実際に投票された方の分のみ記入願います。（投票されなかつた方の分は記入不要です。）

注3) 空欄を作らないよう上から詰め、同じ請求先（選挙管理委員会）に請求した選挙人は、統けて記入して下さい。

様式（13）外部立会人の選定依頼書（所在地の市町村選挙管理委員会に提出）

年　月　日

（市・町・村）選挙管理委員会 あて

（所在地）

（施設名）

（不在者投票管理者氏名）

（事務担当者氏名）

（電話番号）

外部立会人の選定について（依頼）

当施設では、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、下記のとおり不在者投票を行う予定ですので、については、同条第10項の規定に基づく立会人の選定を依頼します。

記

（1）日 時

年　月　日　時　分～　時　分

（2）場 所

（3）見込まれる投票者数

人（概算）

様式(14)外部立会人選任による不在者投票実績報告書

年　月　日

_____ (市・町・村) 選挙管理委員会 あて

(所在地)

(施設名)

(不在者投票管理者氏名)

(事務担当者氏名)

(電話番号)

外部立会人選任による不在者投票実績報告書

以下のとおり報告します。

1 不在者投票立会いの実績

(1) 立会日

年　月　日

(2) 立会時間

時　　分～　　時　　分 (　　時間　　分)

(3) 立会場所

(4) 立会人氏名

(5) 不在者投票者総数

_____人

(うち和歌山県内に住所を有する投票者数 △人)

2 要した経費（報酬）の額

_____円

※上限は1日12,400円です。

※立会人から徴した領収書の写しを添付してください。

様式（15）不在者投票のできる施設の指定申請書

公職選挙法に基づく不在者投票のできる
病院（施設等）の指定申請について

年　月　日

和歌山県選挙管理委員会

委員長 あて

名 称

所在地

病院（施設等）
の長の氏名

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる病院（施設等）として指定されたく平面図を添えて申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 病院（施設等）の長の氏名
- 4 開設年月日 年　月　日
- 5 ベッド数（収容定数）
- 6 現在収容中の者の数
- 7 従業員数

〔内訳〕

- 8 不在者投票の事務取扱者職氏名

必要な添付書類

- ・平面図（病室等と不在者投票記載場所の関係がわかるもの）
- ・開設許可書または設置認可書等の写し
- ・パンフレット等施設の概要がわかるもの

備考 病院（施設等）の長本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、病院（施設等）の長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式(16) 不在者投票のできる施設の指定事項の変更申請書

公職選挙法に基づく不在者投票のできる
病院（施設等）の の変更について

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会

委員長 あて

名 称

所在地

病院（施設等）
の長の氏名

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる病院（施設等）の申請事項に異動がありましたので、下記のとおり申請いたします。

記

1 異動事項

2 内 容

(異動前)

(異動後)

必要な添付書類

- ・ 変更がわかる資料（写し等）
- ・ パンフレット等

備考 病院（施設等）の長本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、病院（施設等）の長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

〔別表1〕 不在者投票を行うことのできる施設一覧表

1. 病院

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	和歌山県立医科大学附属病院	641-8510	和歌山市紀三井寺811-1	(073)447-2300
2	日本赤十字社 和歌山医療センター	640-8269	和歌山市小松原通4丁目20番地	(073)422-4171
3	済生会和歌山病院	640-8158	和歌山市十二番丁45番地	(073)424-5185
4	医療法人 浜病院	640-8137	和歌山市吹上二丁目4番7号	(073)436-2141
5	医療法人 橋本病院	641-0041	和歌山市堀止南/丁4番31号	(073)426-3388
6	医療法人曙会 和歌浦中央病院	641-0054	和歌山市塙屋六丁目2番70号	(073)444-1600
7	医療法人やすだ 堀口記念病院	640-8222	和歌山市湊本町三丁目4番地1	(073)435-0113
8	医療法人了生会 古梅記念病院	640-8325	和歌山市新生町5番37号	(073)431-0351
9	医療法人 誠佑記念病院	649-6335	和歌山市西田井391	(073)462-6211
10	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院	640-8505	和歌山市木ノ本93番1	(073)451-3181
11	社会福祉法人 琴の浦リハビリテーションセンター 附属病院	641-0014	和歌山市毛見1451番地	(073)444-3141
12	医療法人弘仁会 瀬藤病院	640-8145	和歌山市岡山丁71番地	(073)424-3181
13	医療法人裕紫会 中谷病院	640-8303	和歌山市鳴神123番地の1	(073)471-3111
14	医療法人久仁会 宇都宮病院	640-8303	和歌山市鳴神505番地の4	(073)471-1111
15	医療法人藤民病院	641-0054	和歌山市塙屋三丁目6番2号	(073)445-9881
16	医療法人福慈会 福外科病院	641-0021	和歌山市和歌浦東三丁目5番31号	(073)445-3101
17	医療法人旭会 和歌浦病院	641-0021	和歌山市和歌浦東三丁目2番38号	(073)444-0861
18	医療法人宮本病院	641-0054	和歌山市塙屋三丁目6番1号	(073)444-0576
19	医療法人田村病院	649-6261	和歌山市小倉645番地	(073)477-1268
20	医療法人稻祥会 稲田病院	641-0004	和歌山市和田1175番地	(073)472-1135
21	今村病院	640-8272	和歌山市砂山南二丁目4番21号	(073)425-3271
22	医療法人良友会 西和歌山病院	640-8432	和歌山市土入176番地	(073)452-1233
23	医療法人弘智会 上山病院	641-0013	和歌山市内原998番地	(073)446-1200
24	医療法人青松会 河西田村病院	640-8413	和歌山市島橋東ノ丁1番11号	(073)455-1015
25	和歌山生協病院	640-8390	和歌山市有本143番地の1	(073)471-7711
26	高山病院	641-0007	和歌山市小雜賀三丁目1番11号	(073)426-2151
27	社会医療法人スマヤ 角谷整形外科病院	640-8343	和歌山市吉田337	(073)433-1161
28	医療法人愛晋会 中江病院	640-8461	和歌山市船所30番地の1	(073)451-0222
29	医療法人西村会 向陽 脳とせぼね・循環器内科クリニック	640-8315	和歌山市津秦40番地	(073)474-2000
30	医療法人明成会 向井病院	649-6331	和歌山市北野283番地	(073)461-1156
31	医療法人杏林会 鳴病院	640-8392	和歌山市中之島874-3	(073)431-3900
32	医療法人療明会 半羽胃腸病院	641-0041	和歌山市堀止南ノ丁4番11号	(073)436-3933

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
33	医療法人博文会 児玉病院	640-8342	和歌山市友田町四丁目130番地	(073)436-6557
34	医療法人須佐病院	640-8324	和歌山市吹屋町四丁目30番地	(073)427-1111
35	愛徳医療福祉センター	641-0044	和歌山市今福三丁目5番41号	(073)425-2391
36	社会医療法人スマヤ 角谷リハビリテーション病院	640-8344	和歌山市納定10-1	(073)475-1230
37	海南医療センター	642-0002	海南省日方1522番地1	(073)482-4521
38	医療法人喜望会 笠松病院	642-0001	海南省船尾196番地	(073)482-3153
39	医療法人琴仁会 石本病院	642-0001	海南省船尾365番地	(073)482-5063
40	医療法人晃和会 谷口病院	642-0002	海南省日方327-11	(073)482-2500
41	医療法人恵友会 恵友病院	642-0001	海南省船尾中浜264番地の2	(073)483-1033
42	橋本市民病院	648-0005	橋本市小峰台二丁目8番地の1	(0736)37-1200
43	社会医療法人博寿会 山本病院	648-0072	橋本市東家六丁目7番26号	(0736)32-8899
44	医療法人南労会 紀和病院	648-0085	橋本市岸上18番地の1	(0736)33-5000
45	有田市立病院	649-0316	有田市宮崎町6番地	(0737)82-2151
46	医療法人千徳会 桜ヶ丘病院	649-0304	有田市箕島904番地	(0737)83-0078
47	ひだか病院	644-0002	御坊市菌116番地2	(0738)22-1111
48	社会医療法人黎明会 北出病院	644-0011	御坊市湯川町財部728番地の4	(0738)22-8868
49	医療法人整形外科北裏病院	644-0012	御坊市湯川町小松原454番地	(0738)22-3352
50	紀南病院	646-8588	田辺市新庄町46番地70	(0739)22-5000
51	紀南こころの医療センター	646-0015	田辺市たきない町25番1号	(0739)22-2080
52	特定医療法人洗心会 玉置病院	646-0036	田辺市上屋敷町二丁目5番1号	(0739)22-6028
53	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	646-0015	田辺市たきない町27番1号	(0739)26-7050
54	医療法人研医会 田辺中央病院	646-0026	田辺市宝来町24-1	(0739)24-5333
55	新宮市立医療センター	647-0072	新宮市蜂伏18番7号	(0735)31-3333
56	一般財団法人新宮病院	647-0018	新宮市仲之町二丁目1番地の15	(0735)22-5137
57	公立那賀病院	649-6414	紀の川市打田1282番地	(0736)77-2019
58	医療法人稻穂会 稲穂会病院	649-6531	紀の川市粉河756番地3	(0736)74-2100
59	医療法人共栄会 名手病院	649-6631	紀の川市名手市場294番地の1	(0736)75-5252
60	社会医療法人三車会 貴志川リハビリテーション病院	640-0401	紀の川市貴志川町丸柄1423番地3	(0736)64-0061
61	医療法人宮本会 紀の川病院	649-6246	岩出市吉田47番地の1	(0736)62-4325
62	医療法人富田会 富田病院	649-6253	岩出市紀泉台2番地	(0736)62-1522
63	医療法人殿田会 殿田胃腸肛門病院	649-6226	岩出市宮117-7	(0736)62-9111
64	国保野上厚生総合病院	640-1141	海草郡紀美野町小畑198番地	(073)489-2178
65	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	649-7113	伊都郡かつらぎ町妙寺219番地	(0736)22-0066
66	医療法人郷の会 紀の郷病院	648-0101	伊都郡九度山町九度山113番地の6	(0736)54-2288
67	済生会有田病院	643-0007	有田郡湯浅町大字吉川52番地の6	(0737)63-5561
68	和歌山県立こころの医療センター	643-0811	有田郡有田川町大字庄31番地	(0737)52-3221

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
69	医療法人たちばな会 西岡病院	643-0034	有田郡有田川町大字小島278番地1	(0737)52-6188
70	医療法人明美会 有田南病院	643-0034	有田郡有田川町大字小島15番地	(0737)52-3730
71	独立行政法人国立病院機構 和歌山病院	644-0044	日高郡美浜町和田1138番地	(0738)22-3256
72	公益財団法人白浜医療福祉財団 白浜はまゆう病院	649-2211	西牟婁郡白浜町1477番地	(0739)43-6200
73	医療法人宝山会白浜小南病院	649-2211	西牟婁郡白浜町3220番地の9	(0739)82-1200
74	南紀福祉センター附属病院	649-2102	西牟婁郡上富田町岩田1776番地の1	(0739)47-2175
75	国保すさみ病院	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見2916	(0739)55-2065
76	那智勝浦町立温泉病院	649-5331	東牟婁郡那智勝浦町大字天満1185番地4	(0735)52-1055
77	医療法人日進会 日進会病院	649-5332	東牟婁郡那智勝浦町朝日一丁目221番1号	(0735)52-6511
78	くしもと町立病院	649-3510	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	(0735)62-7111

2. 老人ホーム

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	社会福祉法人喜成会 養護老人ホーム 喜和の郷	649-6331	和歌山市北野572-1	(073)462-7000
2	社会福祉法人東洋会 養護老人ホーム 喜望園	649-6313	和歌山市楠本266番地	(073)462-3933
3	社会福祉法人寿敬会 養護老人ホーム 大日山荘	640-0351	和歌山市吉礼179番地	(073)478-1400
4	社会福祉法人紀伊松風苑 特別養護老人ホーム 紀伊松風苑	640-8483	和歌山市園部1668番地	(073)455-3676
5	社会福祉法人喜成会 特別養護老人ホーム 喜成会	649-6331	和歌山市北野128番地	(073)462-3033
6	社会福祉法人みどり会 特別養護老人ホーム みどりが丘ホーム	649-6326	和歌山市和佐中213番地の1	(073)477-4374
7	社会福祉法人寿敬会 特別養護老人ホーム 大日山荘	640-0304	和歌山市平尾2番地1	(073)478-3437
8	社会福祉法人山口葵会 特別養護老人ホーム 山口葵園	649-6318	和歌山市藤田25番地の1	(073)461-5757
9	社会福祉法人山口葵会 特別養護老人ホーム 山口葵園ホーリーユニット	649-6318	和歌山市藤田25番地の1	(073)461-5757
10	社会福祉法人山口葵会 地域密着型介護老人福祉施設 山口葵園マロウ	649-6318	和歌山市藤田28番地の1	(073)462-6000
11	社会福祉法人親和園 特別養護老人ホーム 親和園	641-0001	和歌山市杭ノ瀬255番地の2	(073)471-6235
12	社会福祉法人順風会 特別養護老人ホーム 君里苑	640-8453	和歌山市木ノ本権現山1837番地の1	(073)454-9820
13	特別養護老人ホーム アンシアナトー	640-8422	和歌山市松江東一丁目7番25号	(073)454-8900
14	社会福祉法人真愛会 特別養護老人ホーム 西庄園	640-0112	和歌山市西庄1133番地の2	(073)452-8856
15	社会福祉法人紀伊福祉会 特別養護老人ホーム 紀伊てまり苑	649-6335	和歌山市西田井224番地	(073)462-6020
16	社会福祉法人親和園 ケアハウス第三親和園	641-0001	和歌山市杭ノ瀬463番地の1	(073)473-9600
17	社会福祉法人芦辺会 特別養護老人ホーム グラシーフ	640-8126	和歌山市南片原二丁目12番地	(073)436-6363
18	社会福祉法人わかうら会 特別養護老人ホーム わかうら園	641-0061	和歌山市田野175番地	(073)445-0808
19	社会福祉法人紀三福祉会 特別養護老人ホーム 紀三井寺苑	641-0012	和歌山市紀三井寺560番地の2	(073)448-2255
20	社会福祉法人紀三福祉会 特別養護老人ホーム 紀三井寺苑(ユニット型)	641-0012	和歌山市紀三井寺560番地の2	(073)448-2255
21	社会福祉法人紀三福祉会地域密着型特別養護老人ホーム 紀三井寺苑ほほえみ	641-0015	和歌山市布引13番7	(073)441-7112
22	社会福祉法人親和会 特別養護老人ホーム 第二親和園	641-0001	和歌山市杭ノ瀬462番地の2	(073)474-1300

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
23	社会福祉法人喜成会 ケアハウス虹の園	649-6331	和歌山市北野129-3	(073)462-1211
24	社会福祉法人寿敬会 ケアハウスバイオレット	640-0304	和歌山市平尾2番地1	(073)478-3437
25	社会福祉法人浩和会 特別養護老人ホーム 竹の里園	640-0305	和歌山市明王寺字六ノ坪3番地の1	(073)478-3313
26	住宅型有料老人ホーム 福の里	641-0021	和歌山市和歌浦東三丁目5番32号	(073)445-4660
27	住宅型有料老人ホーム オリーブの木	640-8272	和歌山市砂山南二丁目4番18号	(073)424-7400
28	サービス付き高齢者向け住宅 おひさま	649-6339	和歌山市弘西579	(073)462-5533
29	社会福祉法人わかやま虹の会 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型)わかば	640-8390	和歌山市有本140番地	(073)475-0015
30	株式会社ニチイ学館ニチイケアセンター木の国ありもと	640-8390	和歌山市有本字城ノ前518番地の1	(073)402-1331
31	社会福祉法人わかうら会 ケアハウスわかうら園	641-0061	和歌山市田野190番地	(073)445-0117
32	社会福祉法人順風会 ソンリッサきみさと	640-0115	和歌山市つつじが丘5丁目3番地の2	(073)480-5888
33	オレンジコープ介護付き住宅 みのり紀伊	649-6339	和歌山市弘西571	(073)464-4088
34	地域密着型介護老人福祉施設 第五親和園	641-0001	和歌山市杭ノ瀬432-3	(073)474-5553
35	特別養護老人ホーム わかやま苑	640-8151	和歌山市屋形町一丁目39-2	(073)436-4165
36	社会福祉法人弘心会 特別養護老人ホーム ほうらい苑	641-0023	和歌山市新和歌浦2番9号	(073)448-3333
37	ヒューマンライフ六十谷	640-8482	和歌山市六十谷417-2	(073)461-7272
38	社会福祉法人公風会 地域密着型特別養護老人ホーム 三寿苑	640-8415	和歌山市島橋南ノ丁6番21号	(073)454-6800
39	社会福祉法人浩和会 ケアハウス竹の里園	640-0305	和歌山市明王寺11番地	(073)466-2233
40	地域密着型介護老人福祉施設 みのり西庄園	640-0115	和歌山市つつじが丘7丁目3-3	(073)452-5241
41	介護付有料老人ホーム きらら誠佑	649-6335	和歌山市西田井385	(073)462-1001
42	有料老人ホーム 和みの里	640-0352	和歌山市井戸字広見272番地1	(073)473-7200
43	社会福祉法人浩和会 第Ⅲ竹の里園	640-0305	和歌山市明王寺16-1	(073)466-2233
44	サービス付き高齢者向け住宅 おひさま東	649-6339	和歌山市弘西576	(072)482-1516
45	社会福祉法人みどり会特別養護老人ホーム 第2みどりが丘ホームI	640-8256	和歌山市土佐町三丁目25番地	(073)427-0205
46	社会福祉法人みどり会特別養護老人ホーム 第2みどりが丘ホームII	640-8256	和歌山市土佐町三丁目25番地	(073)427-0205
47	サービス付き高齢者向け住宅 ライフサイズ野崎	640-8402	和歌山市野崎62-1	(073)499-7227
48	介護付き有料老人ホーム さわやか和歌山館	640-8304	和歌山市松島234-1	(073)473-1381
49	サービス付き高齢者向け住宅 生協ありもと	640-8390	和歌山市有本526-1	(073)494-5700
50	有料老人ホームNICO	640-8314	和歌山市神前182番地の1	(073)473-6600
51	養護老人ホーム 白寿荘	642-0014	海南市小野田820番地1	(073)487-4370
52	特別養護老人ホーム 南風園	640-1174	海南市木津233番地40	(073)487-3616
53	社会福祉法人中庸会 特別養護老人ホーム 天美苑	640-0411	海南市七山964番地の1	(073)486-0114
54	社会福祉法人和生福会 介護老人福祉施設 緑風苑	640-0452	海南市孟子宇波免709-1	(073)486-0788
55	特別養護老人ホーム かぐのみ苑	649-0121	海南市下津町丸田1111番地の1	(073)492-5800
56	社会福祉法人たちばな福祉会 養護老人ホーム 橋寮	649-0111	海南市下津町方674番地1	(073)492-2064
57	社会福祉法人光誠会 特別養護老人ホーム ひかり苑	648-0017	橋本市隅田町中島1058番地の56	(0736)37-3000
58	社会福祉法人光誠会 特別養護老人ホーム 天佳苑	648-0004	橋本市隅田町霜草797番地の31	(0736)37-5000

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
59	特別養護老人ホーム さくら苑	649-7207	橋本市高野口町大野1844番地の133	(0736)44-1189
60	社会福祉法人守皓会 養護老人ホーム 長寿荘	649-0315	有田市山地57番地	(0737)82-2946
61	社会福祉法人守皓会 特別養護老人ホーム 田鶴苑	649-0316	有田市宮崎町841番地1	(0737)82-6644
62	社会福祉法人守皓会 特別養護老人ホーム 愛宕苑	649-0305	有田市港町9番地1	(0737)82-0600
63	社会福祉法人守皓会 特別養護老人ホーム ありだ橋苑	649-0314	有田市野639番2	(0737)83-6255
64	株式会社新輝 健輝苑有田川	649-0301	有田市下中島字西ノ瀬202番地1	(0737)88-8800
65	社会福祉法人博愛会 特別養護老人ホーム 日高博愛園	644-0023	御坊市名田町野島1番地の9	(0738)29-3181
66	特別養護老人ホーム ごぼうの郷	644-0033	御坊市熊野44-4	(0738)22-5500
67	軽費老人ホーム ケアハウス博愛	644-0022	御坊市名田町上野1722番地1	(0738)29-2231
68	田辺市高齢者複合福祉施設たきの里 養護老人ホーム 千寿荘	646-0015	田辺市たきない町22番1号	(0739)26-4830
69	社会福祉法人真寿会 特別養護老人ホーム 真寿苑	646-0012	田辺市神島台6番1号	(0739)22-4907
70	特別養護老人ホーム 田辺の郷	646-0063	田辺市芳養松原一丁目31番10号	(0739)26-3210
71	田辺市高齢者複合福祉施設たきの里 ケアハウス 神島	646-0015	田辺市たきない町22番1号	(0739)26-4830
72	社会福祉法人真寿会 特別養護老人ホーム 第二真寿苑	646-0012	田辺市神島台6番1号	(0739)81-2212
73	社会福祉法人紀成福祉会 特別養護老人ホーム 龍トピア	645-0417	田辺市龍神村柳瀬530番地	(0739)77-0071
74	社会福祉法人紀成福祉会 特別養護老人ホーム 鮎川園	646-1101	田辺市鮎川1313番地	(0739)49-0808
75	特別養護老人ホーム 熊野本宮園	647-1716	田辺市本宮町上大野97番地の1	(0735)42-1556
76	社会福祉法人真寿会 サテライトぬるみ川	646-1434	田辺市中辺路町温川393番地	(0739)64-8071
77	社会福祉法人黒潮園 特別養護老人ホーム 黒潮園	647-0061	新宮市三輪崎2471番地の1	(0735)22-5689
78	特別養護老人ホーム 温泉ハウスくまの	647-0072	新宮市蜂伏14番19号	(0735)31-8520
79	社会福祉法人熊野福祉会 特別養護老人ホーム 熊野川園	647-1206	新宮市熊野川町西204番地の1	(0735)45-8001
80	社会福祉法人皆楽園 特別養護老人ホーム 打田皆楽園	649-6424	紀の川市畠野上259番地	(0736)77-1700
81	社会福祉法人篤眞会 ケアハウス後楽荘	649-6412	紀の川市黒土262番地	(0736)77-3575
82	社会福祉法人高陽会 特別養護老人ホーム 高陽園	649-6405	紀の川市東大井11-3	(0736)78-2202
83	社会福祉法人光栄会 養護老人ホーム 白水園	649-6551	紀の川市上田井1229番地1	(0736)73-2210
84	社会福祉法人光栄会 特別養護老人ホーム 白水園	649-6551	紀の川市上田井1229番地1	(0736)73-2210
85	社会福祉法人光栄会 特別養護老人ホーム 栄寿苑	649-6615	紀の川市麻生津中1279番地	(0736)75-6888
86	社会福祉法人涉久会 特別養護老人ホーム ももの里	649-6111	紀の川市桃山町最上1254番地1	(0736)66-3741
87	社会福祉法人聖アンナ福祉会 特別養護老人ホーム 貴志川聖アンナの家	640-0412	紀の川市貴志川町上野山302番地1	(0736)64-7460
88	特別養護老人ホーム きしがわ園	640-0403	紀の川市貴志川町尼寺359	(0736)65-1111
89	地域密着特別養護老人ホーム きしがわ園	640-0403	紀の川市貴志川町尼寺359	(0736)65-1111
90	社会福祉法人皆楽園 特別養護老人ホーム 皆楽園	649-6213	岩出市西国分668番地	(0736)63-0250
91	海南海草老人福祉施設事務組合立 特別養護老人ホーム やすらぎ園	640-1121	海草郡紀美野町下佐々1408番地7	(073)489-3631
92	社会福祉法人清和福祉会 特別養護老人ホーム 美里園	640-1234	海草郡紀美野町安井6番地1	(073)495-3216
93	社会福祉法人愛光園 特別養護老人ホーム 愛光園	649-7174	伊都郡かつらぎ町佐野1401番地の2	(0736)22-6057
94	社会福祉法人紀和福祉会 介護老人福祉施設やまぼうし	649-7121	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2385-1	(0736)22-2020

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
95	特別養護老人ホーム 第2愛光園	649-7174	伊都郡かつらぎ町佐野955-1	(0736)26-7366
96	社会福祉法人萩原会 特別養護老人ホーム 友愛苑	648-0111	伊都郡九度山町河根807番地の64	(0736)54-9080
97	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合立 特別養護老人ホーム 国城寮	648-0101	伊都郡九度山町九度山1265-1	(0736)26-7704
98	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合立 特別養護老人ホーム 国城寮	648-0101	伊都郡九度山町九度山1265-1	(0736)26-7706
99	社会福祉法人聖愛会 特別養護老人ホーム 南山苑	648-0211	伊都郡高野町高野山44-22	(0736)56-4990
100	有田郡老人福祉施設事務組合立 養護老人ホーム なぎ園	643-0007	有田郡湯浅町大字吉川160番地	(0737)63-6886
101	有田周辺広域圏事務組合立 特別養護老人ホーム 潮光園	643-0004	有田郡湯浅町大字湯浅2343番地1	(0737)63-3381
102	社会福祉法人和歌山ひまわり会 特別養護老人ホーム 広川苑	643-0075	有田郡広川町和田18番地	(0737)65-0555
103	社会福祉法人和歌山ひまわり会 ケアハウスヘリオス	643-0075	有田郡広川町和田18	(0737)62-5000
104	社会福祉法人昭仁会双苑 特別養護老人ホーム 吉備苑	643-0022	有田郡有田川町大字奥222番地1	(0737)53-2251
105	社会福祉法人昭仁会双苑 特別養護老人ホーム 吉備苑(ユニット型)	643-0022	有田郡有田川町大字奥222番地1	(0737)53-2251
106	社会福祉法人一恵会 特別養護老人ホーム 寿乐园	643-0142	有田郡有田川町大字小川992番地	(0737)32-3221
107	特別養護老人ホーム しみず園	643-0366	有田郡有田川町大字粟生710番地4	(0737)23-0839
108	御坊日高老人福祉施設事務組合立 特別養護老人ホーム ときわ寮	644-0045	日高郡美浜町大字三尾9番地	(0738)22-1251
109	御坊日高老人福祉施設事務組合立 養護老人ホーム ときわ寮	644-0044	日高郡美浜町大字和田1138番地の180	(0738)22-0783
110	社会福祉法人博愛会 特別養護老人ホーム ひだか博愛園みちしお	649-1232	日高郡日高町大字阿尾646	(0738)64-8008
111	社会福祉法人博愛会 軽費老人ホーム ケアハウス博愛みちしお	649-1232	日高郡日高町大字阿尾646	(0738)64-8008
112	社会福祉法人博愛会 特別養護老人ホーム ゆら博愛園	649-1121	日高郡由良町大字吹井910番地の1	(0738)35-2500
113	社会福祉法人同仁会 特別養護老人ホーム カルフルール・ド・ルポ印南	649-1533	日高郡印南町大字山口150番地1	(0738)42-8100
114	社会福祉法人同仁会 特別養護老人ホーム カルフルール・ド・ルポ印南ヌーヴォー(ユニット型)	649-1533	日高郡印南町大字山口150番地1	(0738)42-8200
115	御坊日高老人福祉施設事務組合立 特別養護老人ホーム ときわ寮梅の里	645-0205	日高郡みなべ町滝437番地	(0739)75-2618
116	サービス付き高齢者向け住宅 辻の郷	645-0001	日高郡みなべ町東吉田282	(0739)34-2205
117	御坊日高老人福祉施設事務組合立 特別養護老人ホーム ときわ寮川辺園	649-1443	日高郡日高川町大字和佐2081番地の10	(0738)53-0909
118	社会福祉法人敬愛会 特別養護老人ホーム 白寿苑	644-1111	日高郡日高川町大字船津1664番地	(0738)54-0071
119	社会福祉法人敬愛会 介護老人福祉施設 白寿苑別館	644-1111	日高郡日高川町大字船津1664番地	(0738)54-0071
120	社会福祉法人紀成福祉会 介護老人福祉施設 美山の里	644-1231	日高郡日高川町大字初湯川213-1	(0738)57-0320
121	社会福祉法人南紀白浜福祉会 特別養護老人ホーム 成樹園	649-2325	西牟婁郡白浜町富田1703番地	(0739)45-2222
122	紀南地方老人福祉施設組合立 養護老人ホーム 椿園	649-2326	西牟婁郡白浜町椿1059番地の1	(0739)46-0611
123	紀南地方老人福祉施設組合立 特別養護老人ホーム 百々千園	649-2333	西牟婁郡白浜町中1652番地	(0739)45-0335
124	社会福祉法人南紀白浜福祉会 軽費老人ホーム ケアハウス南紀	649-2325	西牟婁郡白浜町富田1360番地の20	(0739)45-3500
125	社会福祉法人南紀白浜福祉会 特別養護老人ホーム 成園	649-2325	西牟婁郡白浜町富田1371番地の1	(0739)45-2790
126	社会福祉法人南紀白浜福祉会 軽費老人ホーム 第2ケアハウス南紀	649-2325	西牟婁郡白浜町富田1334番地	(0739)45-3200
127	社会福祉法人三養福祉会 特別養護老人ホーム 白浜日置の郷	649-2511	西牟婁郡白浜町日置2037	(0739)87-2222
128	社会福祉法人神愛会 特別養護老人ホーム 愛の園	649-2103	西牟婁郡上富田町生馬316番地の56	(0739)47-1234
129	社会福祉法人すさみ福祉会 特別養護老人ホーム はまゆう園	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見2362の1番地	(0739)55-3484

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
130	社会福祉法人紀友会 特別養護老人ホーム 日好荘那智園	649-5314	東牟婁郡那智勝浦町大字浜の宮850番地の1	(0735)52-5534
131	社会福祉法人紀友会 地域密着型特別養護老人ホーム 日好荘スマイル	649-5314	東牟婁郡那智勝浦町大字浜の宮850番地の1	(0735)52-5534
132	東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合立 特別養護老人ホーム 南紀園	649-5171	東牟婁郡太地町太地1770番地の15	(0735)59-2486
133	東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合立 特別養護老人ホーム 南紀園	649-5171	東牟婁郡太地町太地1770番地の15	(0735)59-2467
134	東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合立 特別養護老人ホーム 南紀園(ユニット型)	649-5171	東牟婁郡太地町太地1770番地の15	(0735)59-2468
135	社会福祉法人高瀬会 特別養護老人ホーム 古座川園	649-4224	東牟婁郡古座川町高瀬353番地	(0735)72-3355
136	社会福祉法人串本福祉会 特別養護老人ホーム にしき園	649-3512	東牟婁郡串本町二色160番地	(0735)72-5165
137	社会福祉法人串本福祉会 地域密着型特別養護 老人ホーム 上野山にしき園	649-4113	東牟婁郡串本町津荷29番地の2	(0735)72-6066

3. 介護老人保健施設

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	医療法人懿友会 介護老人保健施設 光苑	640-8322	和歌山市秋月568番地7	(073)474-3511
2	医療法人曙会 介護老人保健施設 和歌川苑	641-0055	和歌山市和歌川町5番44号	(073)446-2400
3	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター 老人保健施設 サニーホーム	641-0014	和歌山市毛見1451番地	(073)444-3141
4	医療法人稻祥会 老人保健施設 かまやま苑	641-0004	和歌山市和田350番地	(073)474-6660
5	医療法人ヘルスケア和歌山 介護老人保健施設 ラ・エスペランサ	641-0006	和歌山市中島192番地	(073)427-1323
6	医療法人愛晋会 老人保健施設 エスポワール	640-8461	和歌山市船所39番地の1	(073)452-1200
7	医療法人青松会 老人保健施設 パインドーム	640-8422	和歌山市松江東二丁目4番26号	(073)456-0200
8	医療法人裕紫会 介護老人保健施設 桔梗苑	640-8303	和歌山市鳴神123番地の1	(073)474-8451
9	医療法人弘愛会 介護老人保健施設 こすも	640-0115	和歌山市つつじが丘7丁目3番2	(073)455-2331
10	サテライト型小規模介護老人保健施設 松寿苑	640-8390	和歌山市有本526-1	(073)431-8311
11	介護老人保健施設 向陽苑	640-8315	和歌山市津秦40番地	(073)474-2000
12	医療法人同仁会 介護老人保健施設 カルフル・ ド・ルボ	642-0031	海南市築地1番地の61	(073)483-1000
13	医療法人恵友会 老人保健施設 恵友ライフケ ーセンター	642-0001	海南市船尾265番地の15	(073)483-3000
14	医療法人恵友会 老人保健施設 恵友サザンホー ム	649-0141	海南市下津町小南125番地	(073)492-5132
15	社会医療法人博寿会 介護老人保健施設 博寿苑	648-0072	橋本市東家六丁目7番5号	(0736)33-5589
16	医療法人敬英会 介護老人保健施設 グリーン ガーデン橋本	648-0003	橋本市隅田町山内1919番地	(0736)37-4165
17	医療法人志嗣会 介護老人保健施設 メディケアは しもと	648-0086	橋本市神野々877番地の1	(0736)34-0187
18	老人保健施設 リバティ博愛	644-0023	御坊市名田町野島1番地の9	(0738)29-3434
19	老人保健施設 あきつの	646-0001	田辺市上秋津2310番地の9	(0739)35-1010
20	介護老人保健施設 自彌館	646-0015	田辺市たきない町6-11	(0739)26-5400
21	介護老人保健施設 田辺すみれ苑	646-0217	田辺市城山台4番5号	(0739)81-3300
22	医療法人八紀会 老人保健施設 みさき	647-0072	新宮市蜂伏14番27号	(0735)31-7500
23	社会福祉法人高陽会 老人保健施設 さくらの丘	649-6412	紀の川市黒土153番地	(0736)77-0806
24	社会医療法人三車会 介護老人保健施設 みくる ま	640-0401	紀の川市貴志川町丸栖936-3	(0736)64-2800

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
25	介護老人保健施設 やすらぎ苑	649-6227	岩出市清水311番地の1	(0736)61-0300
26	医療法人天竹会 老人保健施設 天寿苑	640-1121	海草郡紀美野町下佐々385番地1	(073)489-5181
27	介護老人保健施設 ライフケア有田	643-0007	有田郡湯浅町大字吉川52番地の1	(0737)63-5564
28	医療法人優心 介護老人保健施設 クオリティライフ和歌山	643-0811	有田郡有田川町大字庄637番地	(0737)52-5272
29	医療法人健康長寿会 オレンジの郷	643-0166	有田郡有田川町大字吉原522番地	(0737)32-4665
30	医療法人はしもと 老人保健施設 プラトン	644-0041	日高郡美浜町田井402番地の1	(0738)22-9666
31	老人保健施設 和佐の里	649-1443	日高郡日高川町和佐2136番地	(0738)53-1101
32	社会福祉法人南紀白浜福祉会 介護老人保健施設 成華苑	649-2325	西牟婁郡白浜町富田1360番地の20	(0739)45-2800
33	医療法人紀祥会 介護老人保健施設 アンソレイユ日置	649-2521	西牟婁郡白浜町大古11番地の2	(0739)87-2300
34	医療法人健佑会 介護老人保健施設 けんゆう苑	649-3142	西牟婁郡すさみ町江住上ミ平見800番地	(0739)58-0500
35	医療法人北斗大洋会 介護老人保健施設 ルピナス	649-5312	東牟婁郡那智勝浦町宇久井714番地の3	(0735)54-2323
36	社会福祉法人高瀬会 老人保健施設 あじさい苑	649-4224	東牟婁郡古座川町高瀬415番地	(0735)72-6100

4. 介護医療院

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	医療法人藤民病院 藤民病院介護医療院さくらの家ふじたみ	641-0054	和歌山市塩屋三丁目6番2号	(073)445-9881
2	医療法人弘仁会 介護医療院ふじの郷	640-8145	和歌山市岡山丁71番地	(073)424-3181
3	医療法人彌栄会 介護医療院 やよい苑	649-6215	岩出市中迫380番地	(0736)61-1551
4	医療法人宝山会 白浜小南病院介護医療院	649-2211	西牟婁郡白浜町3220番地の9	(0739)82-1200
5	くしもと町立病院介護医療院	649-3510	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	(0735)62-7111

5. 身体障害者支援施設

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	社会福祉法人愛徳園 障害者支援施設 ピンセント療護園	641-0044	和歌山市今福三丁目5番41号	(073)425-2633
2	社会福祉法人順風会 障害者支援施設 君里苑	640-8453	和歌山市木ノ本1837番地の1	(073)454-9820
3	社会福祉法人ゆたか会 障害者支援施設 リハビリ橋本	648-0091	橋本市柱本22番地	(0736)37-5800
4	牟婁あゆみ園	649-2102	西牟婁郡上富田町岩田2457番地の1	(0739)47-3551
5	障害者支援施設 牟婁さくら園	649-2105	西牟婁郡上富田町朝来2289-5	(0739)47-5651
6	障害者支援施設 杉の郷えぼし寮	647-1101	新宮市高田1642-1	(0735)29-0240

6. 保護施設

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	社会福祉法人紀伊松風苑 救護施設 かつらぎ園	640-8483	和歌山市園部366番地の1	(073)455-3651

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
2	社会福祉法人紀之川寮 悠久の郷	648-0072	橋本市東家905番地	(0736)32-0324

7. 刑務所

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	和歌山刑務所	640-8391	和歌山市加納383番地	(073)471-2231
2	大阪刑務所丸の内拘置支所	640-8128	和歌山市広瀬中ノ丁二丁目110番地	(073)422-4040
3	大阪刑務所田辺拘置支所	646-0033	田辺市新屋敷町5番地	(0739)22-0361
4	大阪刑務所新宮拘置支所	647-0043	新宮市緑ヶ丘三丁目2番64号	(0735)22-2462

8. 留置施設

No.	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	かつらぎ警察署 警務課(留置管理担当)	649-7112	伊都郡かつらぎ町中飯降1150番地の1	(0736)22-0110
2	岩出警察署 留置管理課	649-6223	岩出市高塚198番地の1	(0736)63-0110
3	和歌山東警察署 留置管理課	640-8305	和歌山市栗栖686番地の7	(073)475-0110
4	和歌山西警察署 留置管理課	640-8137	和歌山市吹上一丁目6番30号	(073)424-0110
5	和歌山北警察署 留置管理課	640-8425	和歌山市松江北二丁目1番41号	(073)453-0110
6	海南警察署 警務課(留置管理担当)	642-0002	海南市日方1294番地の24	(073)482-0110
7	有田湯浅警察署 警務課(留置管理担当)	643-0005	有田郡湯浅町栖原184番地の2	(0737)64-0110
8	御坊警察署 警務課(留置管理担当)	644-0011	御坊市湯川町財部237番地の1	(0738)23-0110
9	田辺警察署 留置管理課	646-0061	田辺市上の山一丁目2番1号	(0739)23-0110
10	白浜警察署 警務課(留置管理担当)	649-2211	西牟婁郡白浜町2926番地の82	(0739)43-0110
11	新宮警察署 警務課(留置管理担当)	647-0081	新宮市新宮2330番地9	(0735)21-0110
12	留置管理センター	640-8305	和歌山市栗栖686番地の7	(073)471-0110
13	留置管理センター有田分庁舎	649-0316	有田市宮崎町265番地	(073)471-0110

9. 少年鑑別所

種類	施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	和歌山少年鑑別所	640-8127	和歌山県和歌山市元町奉行丁2-1	(073)425-5369

【別表2】

各市町村選挙管理委員会所在地等

(令和8年1月20日現在)

名 称	委 員 長	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号
和歌山県選挙管理委員会	和歌哲也	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1	073-441-3785	073-423-2427
和歌山市選挙管理委員会	宮原秀明	640-8536	和歌山市西汀丁36	073-435-1145	073-435-1289
海南市選挙管理委員会	向山壽紀	642-8501	海南市南赤坂11番地	073-483-8770	073-482-0099
橋本市選挙管理委員会	島野勝義	648-8585	橋本市東家1丁目1番1号	0736-33-1111	0736-32-4001
有田市選挙管理委員会	狗巻文男	649-0392	有田市箕島50	0737-22-3551	0737-82-5110
御坊市選挙管理委員会	高垣信廣	644-8686	御坊市薗350-2	0738-22-4111	0738-32-2324
田辺市選挙管理委員会	原 雅樹	646-8545	田辺市東山一丁目5番1号	0739-26-9945	0739-26-9960
新宮市選挙管理委員会	津呂 建二	647-8555	新宮市春日1番1号	0735-23-3333	0735-22-7533
紀の川市選挙管理委員会	永田博敏	649-6492	紀の川市西大井338	0736-77-2511	0736-77-3187
岩出市選挙管理委員会	亀田保夫	649-6292	岩出市西野209番地	0736-62-2141	0736-63-0075
紀美野町選挙管理委員会	吉田元重	640-1192	海草郡紀美野町動木287	073-489-2430	073-489-2510
かつらぎ町選挙管理委員会	仲谷誠一	649-7192	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	0736-22-0300	0736-22-6432
九度山町選挙管理委員会	稻葉 孝	648-0198	伊都郡九度山町九度山1190	0736-54-2019	0736-54-2022
高野町選挙管理委員会	(委員会にお問い合わせください)	648-0281	伊都郡高野町高野山636	0736-56-3000	0736-56-4745
湯浅町選挙管理委員会	山崎 明	643-0002	有田郡湯浅町青木668番地1	0737-63-2525	0737-63-3791
広川町選挙管理委員会	寺村善雄	643-0071	有田郡広川町広1500	0737-63-1122	0737-62-2407
有田川町選挙管理委員会	馬上憲治	643-0021	有田郡有田川町下津野2018番地4	0737-22-3291	0737-52-3210
美浜町選挙管理委員会	田端正幸	644-0044	日高郡美浜町和田1138の278	0738-22-4123	0738-23-3523
日高町選挙管理委員会	小宮正昭	649-1213	日高郡日高町高家626	0738-63-2051	0738-63-2923
由良町選挙管理委員会	湯川直宣	649-1111	日高郡由良町里1220の1	0738-65-0200	0738-65-0282
印南町選挙管理委員会	楠本勝彦	649-1534	日高郡印南町印南2570	0738-42-1736	0738-42-0177
みなべ町選挙管理委員会	松川賀子	645-0002	日高郡みなべ町芝742	0739-72-2051	0739-72-1223
日高川町選挙管理委員会	井領研二	649-1324	日高郡日高川町土生160	0738-22-1700	0738-22-8779
白浜町選挙管理委員会	垣本朝時	649-2211	西牟婁郡白浜町1600	0739-43-5555	0739-43-5353
上富田町選挙管理委員会	福田俊夫	649-2192	西牟婁郡上富田町朝来763	0739-47-0550	0739-47-4005
すさみ町選挙管理委員会	尾保手 正次	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見4089	0739-55-2004	0739-55-4810
那智勝浦町選挙管理委員会	小坂 直	649-5392	東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目1番地1	0735-52-0555	0735-52-6543
太地町選挙管理委員会	和田千明	649-5171	東牟婁郡太地町太地3767の1	0735-59-2335	0735-59-2801
古座川町選挙管理委員会	中田 定	649-4104	東牟婁郡古座川町高池673番の2	0735-72-0180	0735-72-1858
北山村選挙管理委員会	(委員会にお問い合わせください)	647-1603	東牟婁郡北山村大沼42	0735-49-2331	0735-49-2207
串本町選挙管理委員会	田中正文	649-3592	東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5	0735-62-0555	0735-62-4977

【別表3】

各都道府県選挙管理委員会所在地等

(令和8年1月20日現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
北海道選挙管理委員会	060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-204-5153
青森県選挙管理委員会	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9076
岩手県選挙管理委員会	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5238
宮城県選挙管理委員会	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2343
秋田県選挙管理委員会	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1145
山形県選挙管理委員会	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2081
福島県選挙管理委員会	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7062
茨城県選挙管理委員会	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2462
栃木県選挙管理委員会	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2126
群馬県選挙管理委員会	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2218
埼玉県選挙管理委員会	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2695
千葉県選挙管理委員会	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2142
東京都選挙管理委員会	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6906
神奈川県選挙管理委員会	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3179
新潟県選挙管理委員会	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5057
山梨県選挙管理委員会	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1829
長野県選挙管理委員会	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7069
静岡県選挙管理委員会	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2050
富山県選挙管理委員会	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3183
石川県選挙管理委員会	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1282
福井県選挙管理委員会	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0357
岐阜県選挙管理委員会	500-8570	岐阜市薮田南2-1-1	058-272-8106
愛知県選挙管理委員会	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6069
三重県選挙管理委員会	514-8570	津市広明町13	059-224-2172

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
滋賀県選挙管理委員会	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3233
京都府選挙管理委員会	602-8570	京都市上京区 下立売通新町西入敷ノ内町	075-414-4450
大阪府選挙管理委員会	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-22	06-6944-9118
兵庫県選挙管理委員会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3101
奈良県選挙管理委員会	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8419
和歌山県選挙管理委員会	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3785
鳥取県選挙管理委員会	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7058
島根県選挙管理委員会	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5064
岡山県選挙管理委員会	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7273
広島県選挙管理委員会	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2605
山口県選挙管理委員会	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2320
徳島県選挙管理委員会	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-3205
香川県選挙管理委員会	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3088
愛媛県選挙管理委員会	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2212
高知県選挙管理委員会	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9314
福岡県選挙管理委員会	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3077
佐賀県選挙管理委員会	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7025
長崎県選挙管理委員会	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2137
熊本県選挙管理委員会	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2104
大分県選挙管理委員会	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-2412
宮崎県選挙管理委員会	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7024
鹿児島県選挙管理委員会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2237
沖縄県選挙管理委員会	900-8570	那霸市泉崎1-2-2	098-866-2141

〔別表4〕

和歌山県内の選挙区

(令和8年1月20日現在)

市町村名	衆議院議員(小選挙区)		県議会議員	
	選挙区	定数	選挙区	定数
和歌山市	第1区	1人	和歌山市選挙区	15人
紀の川市			紀の川市選挙区	3人
岩出市			岩出市選挙区	2人
海南市	第2区	1人	海南市・海草郡選挙区	3人
紀美野町			橋本市選挙区	3人
橋本市			伊都郡選挙区	1人
かつらぎ町			有田市選挙区	1人
九度山町			有田郡選挙区	2人
高野町			御坊市選挙区	1人
有田市			日高郡選挙区	3人
湯浅町			田辺市選挙区	3人
広川町			西牟婁郡選挙区	2人
有田川町			新宮市選挙区	1人
御坊市			東牟婁郡選挙区	2人
美浜町				
日高町				
由良町				
印南町				
みなべ町				
日高川町				
田辺市				
白浜町				
上富田町				
すさみ町				
新宮市				
那智勝浦町				
太地町				
古座川町				
北山村				
串本町				

不在者投票事務チェックリスト①

チ ェ ッ ク 項 目	確認欄	備 考
(1) 施設での投票日時、不在者投票の方法等について十分周知を行ったか。		
(2) 投票用紙等の請求・受領・交付		
投票用紙等を請求する前に、入院者の投票意思を確認したか。 また投票意思の有無を記録として残したか。		
不在者投票管理者が、入院者の選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会に投票用紙等の代理請求を行ったか。		
投票用紙等の送付を受けたか（送付された投票用紙等の種類と請求した種類が一致しているか。）。		
入院者の選挙人名簿の属する市町村から交付のあった投票用紙等を、誤ることなく入院者に交付したか。		
(3) 不在者投票に従事する者の選任		
不在者投票管理者の職務を代理すべき者を選任したか。		
投票立会人（最低1名）を選任したか。		
代理投票の補助者（投票事務従事者から2名）を選任したか。		
(4) 不在者投票記載場所の準備		
入所者の投票の記載が他から見えないよう設備したか。		
候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されていないか。		

不在者投票事務チェックリスト②

チ エ ッ ク 項 目	確認欄	備 考
(5) 投票の手続		
選挙人が自書した投票用紙を内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れ封をさせたか。		
不在者投票用外封筒の表面に選挙人が署名（必ず自書）したか。		
不在者投票用外封筒の裏面への記載		
投票年月日、投票記載場所を記載したか。		
不在者投票管理者の職・氏名を記載したか。		
投票立会人が署名（必ず自書）したか。		
(6) 投票用紙等の送致		
投票済の投票用紙等は、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会ごとにそれぞれ送致用封筒に入れたか。		
送致用封筒の表面に「不在者投票在中」と記載したか。		
送致用封筒の裏面への記載		
施設名、不在者投票管理者の氏名を記載し、押印したか。		
送致用封筒は選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会の委員長あて選挙期日（投票日）までに到着するよう送付したか。		